

**神奈川県 小田原・足柄下地域
循環型社会形成推進地域計画
(第1次)**

小田原市
箱根町
真鶴町
湯河原町
湯河原町真鶴町衛生組合

平成 24 年 12 月 13 日
平成 25 年 11 月 27 日変更
平成 27 年 1 月 9 日変更
平成 28 年 1 月 8 日変更
平成 28 年 10 月 7 日変更
平成 30 年 3 月 29 日変更
平成 年 月 日変更

目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	2
(3) 基本的な方向	2
(4) 広域処理の検討状況	4

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状	5
(2) 生活排水の処理の現状	6
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	7
(4) 生活排水処理の目標	9

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進	11
(2) 処理体制	14
(3) 処理施設等の整備	21
(4) 施設整備に関する計画支援事業	22
(5) その他の施策	22

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ	24
(2) 事後評価及び計画の見直し	24

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町名 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

面積 254.92 k m²

人口 247,240 人（平成 22 年 10 月 1 日現在）

（内訳）

市町名	小田原市	箱根町	真鶴町	湯河原町
面積（k m ² ）※ ¹	114.09	92.82	7.02	40.99
人口（人）※ ²	198,327	13,853	8,212	26,848

※¹ 平成 22 年全国都道府県市区町村別面積調による

※² 神奈川県人口統計調査結果（国勢調査結果に基づく推計値）による



図 1 対象地域図

(2) 計画期間

本計画は、平成 25 年度から平成 31 年度までの 7 年間で計画期間とする。

なお、広域化に伴って整備する施設が全て稼働する時期は、それぞれの施設整備の進捗状況を勘案すると、表 1 のとおり本計画期間後の平成 37 年度以降の予定になるため、本計画を第 1 次計画とし、平成 32 年度以降を第 2 次計画として、それぞれ必要な事項について定めるものとする。

また、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

表 1 地域計画期間と主な施設整備の予定

整備予定施設	第1次地域計画							第2次地域計画				
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
マテリアルリサイクル推進施設(衛生組合)								第2次計画期間以降に実施を検討				
エネルギー回収推進施設(衛生組合)								第2次計画期間以降に実施予定				
最終処分場再生事業(衛生組合)	再生事業							埋立再開				
エネルギー回収推進施設(小田原市)		調査計画等		実施設計	基幹的設備改良事業			設備稼働				

※ 湯河原町真鶴町衛生組合

構成 町：湯河原町、真鶴町

所在地：神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜 2021-95

設立年月日：昭和 52 年 2 月 1 日

事務内容：ごみの中間処理、最終処分、施設建設の計画・施工

(3) 基本的な方向

① 背景

小田原市と足柄下郡（箱根町、真鶴町、湯河原町）で構成される「小田原・足柄下地域」は、神奈川県の西部に位置し、都心から 100km 圏、横浜から 50km 圏にあり、年間を通じて比較的温暖な気候と、豊かな自然環境に恵まれている。

小田原市は、古くから城下町、宿場町として栄え、現在は神奈川県西地域の中核的な都市である。多くの路線が乗り入れる小田原駅前を中心とする商業集積地のほか、恵まれた自然環境を生かした農業、工業や沿岸漁業など、幅広い産業が営まれている。ごみの排出原単位が県、全国のそれを上回っているが、リサイクルには早くから取り組んでおり、リサイクル率は県、全国の平均を上回っている。

足柄下郡は、日本屈指の温泉地をはじめとした豊富な観光資源に恵まれ、観光産業の活発な地域である。そのため、他の地域に比べて観光客に起因するごみが多く、いずれの町も、ごみの排出原単位が県、全国のそれを大きく上回っている。また、リサイクルの取り組みが立ち遅れており、リサイクル率が低い水準に留まっている。

② 施策の方向

小田原・足柄下地域は、次の方向で循環型社会の形成を目指す。

- ▶ ごみの発生抑制・排出抑制に努め、ごみ排出量の削減を図るとともに、一層のリサイクルの推進と処理の合理化・効率化を図る。
- ▶ 資源ごみの回収量と資源化量の増加に向け、分別収集する品目の増加・統一、収集の方法、資源化を行う品目などについて引き続き検討する。また、可燃ごみの減量化に向け、家庭での生ごみ堆肥化などのほか、現在実施している各種の取組みを継続して推進する。
- ▶ 回収した資源ごみを効率的・効果的にリサイクルするため、地域内にリサイクルセンターを2施設配置することとし、1つは小田原市リサイクルセンターを継続使用する。もう1つは足柄下郡に「リサイクルセンター」を新設するが、設置時期は今後検討していく。最終的には既存の2施設を集約する。
- ▶ 可燃ごみを適正に、かつ、効率的に処理するため、地域内に焼却施設を2施設配置することとし、1つは小田原市清掃工場の基幹的設備改良事業を行う。もう1つは足柄下郡にある湯河原町真鶴町衛生組合の焼却施設も同様に基幹的設備改良事業を行うとともに、既存の箱根町の焼却施設を中継施設に改修する。最終的には、既存の2焼却施設を集約するとともに、平常時・緊急時の相互バックアップを可能として、地域全体として合理的なシステムの構築を図る。
- ▶ 最終処分量の削減とリサイクルの推進に向け、焼却残渣及び不燃残渣の資源化の拡大を図る。また、地域内の埋立容量を確保するため、湯河原町真鶴町衛生組合最終処分場の再生事業を行う。
- ▶ 地域内の公共用水域の保全を図るため、各構成市町において、公共下水道の普及・整備、公共下水道接続率の向上に努め、また、下水道計画区域外の地域については合併処理浄化槽の普及促進に努める。

(4) 広域処理の検討状況

一般廃棄物処理の広域化については、神奈川県が平成10年3月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定し、県下を9ブロックに設定した。現在、神奈川県のごみ処理広域化の取組は、計画期間の満了に伴い、「神奈川県循環型社会づくり計画」に位置付けられている。

小田原市、南足柄市、中井町、松田町、大井町、開成町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町の2市8町では、当初、県西ブロックとして、平成10年度に「県西ブロックごみ処理広域化調整会議」を組織し検討を行ってきたが、その後、南足柄・足柄上地域と小田原・足柄下地域に分かれて、各々の地域の広域化について検討を進めることになった。

当該地域（小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町）では、平成15・16年度に実施計画策定に向けた基礎調査を実施し、平成17年度から実施計画策定に着手したものの、構成市町間でのごみ処理方式や分別区分、事業系ごみの扱いなど相違点が多く、これらの統一に向けた調整に時間を要している。平成18年度からは、焼却施設の老朽化や最終処分場の確保難、ダイオキシン類対策等の環境保全対策などの共通した課題に対応するため、「小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会」を設立し、現在に至っている。

平成21年6月には、それまでの検討報告として、平成32年度を目標とする当該地域での新しいごみ処理体制を進めるための取組などを示した「ごみ処理広域化の考え方」を公表した。その後、湯河原町真鶴町衛生組合最終処分場再生工事を先行させる必要が生じたため、循環型社会形成推進地域計画を策定した。

平成25年11月には、当面、既存施設の基幹的設備改良を施しながら、小田原市と足柄下郡の2つの系統でごみ処理体制を組み立てていくことを示した「ごみ処理広域化の検討状況」を公表した。

現在のところ、小田原市は、焼却施設の基幹的設備改良工事を平成28年度から進めており、平成31年度の完成を目指し、焼却施設の基幹改良・延命化を図っている。

足柄下郡は、湯河原町真鶴町衛生組合の最終処分場再生工事が平成30年度に完成する見込みで、当該地域内の埋立容量の確保を図っている。

また、箱根町と衛生組合が各々管理する焼却施設の統合を優先して検討している。衛生組合の焼却施設は、今後、基幹的設備改良工事による施設の延命化や24時間運転への変更などに伴い、箱根町の焼却施設を廃止し、中継施設に改修するなどして、足柄下郡系統を統一し、ごみ処理体制の円滑な運用を図っていく。

地形的特性や観光渋滞などの収集運搬にかかる課題もあり、当分の間は、小田原市と足柄下郡の既存施設を改修・活用しながら、当該地域の集約化を目指して、検討していく。

そのほか、当該地域でのごみ処理広域化を図るうえで、ごみの分け方や出し方の統一については、今後も目指していく。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

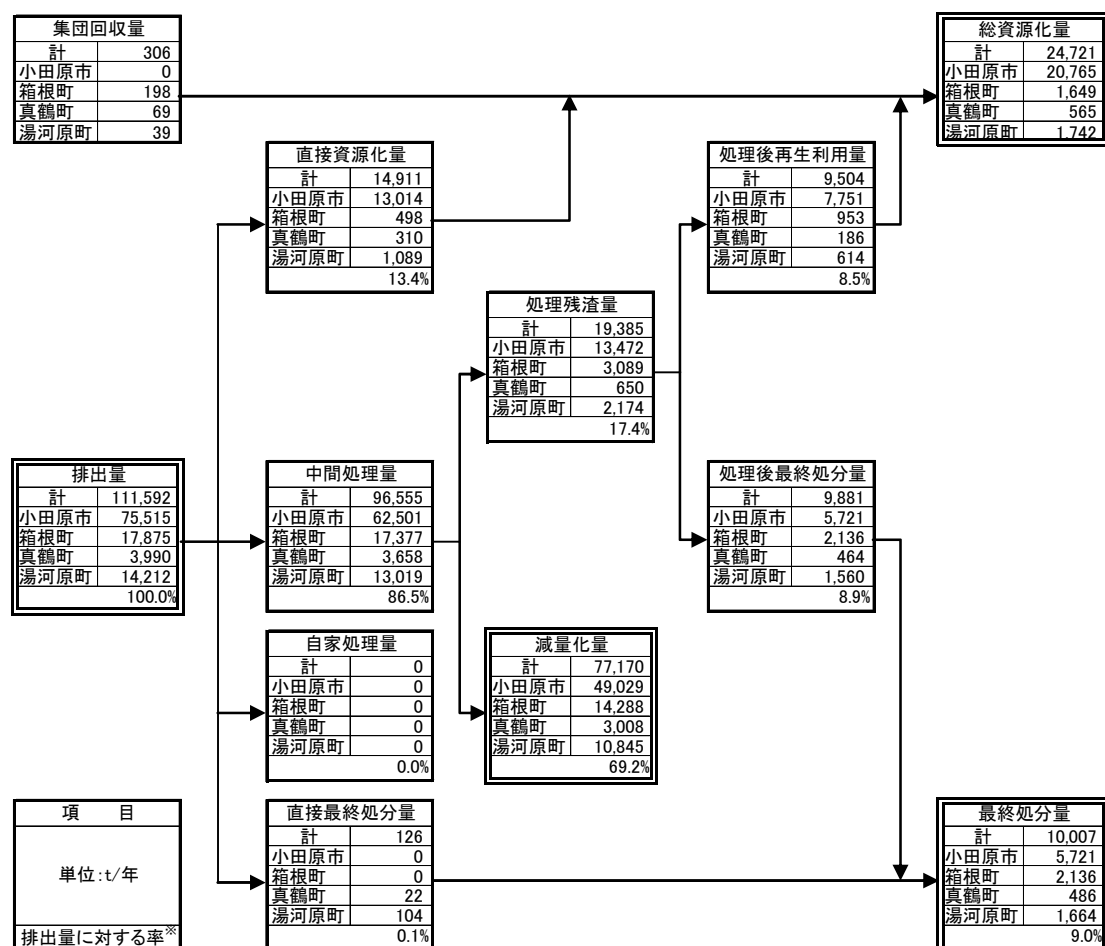
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 22 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、111,898 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 24,721 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団資源回収量））は 22.1%である。

中間処理による減量化量は 77,170 トンであり、集団回収を除いた排出量の 69.2%が減量化されている。また、集団回収を除いた排出量の 9.0%にあたる 10,007 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 87,978 トンである。各焼却施設では、温水の場内・場外利用を行っている。



※ 小数点第2位で四捨五入しているため、計が一致しないことがある。

図 2 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 22 年度）

(2) 生活排水の処理の現状

平成 22 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 3 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 247,240 人であり、水洗化人口は 200,585 人、汚水衛生処理率は 81.1% である。

し尿発生量は 3,791 kℓ/年、浄化槽汚泥発生量は 48,680 kℓ/年であり、処理・処分量は 52,471 kℓ/年である。

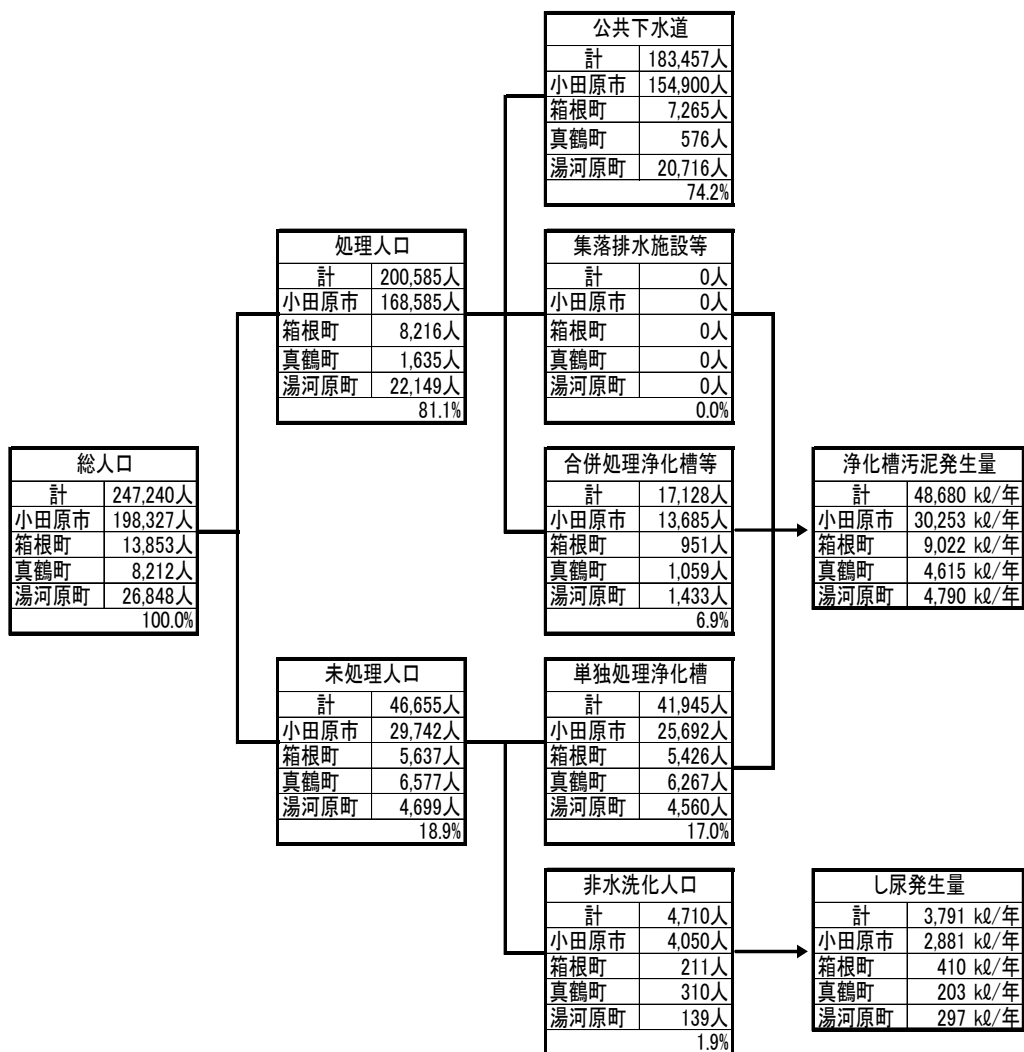


図 3 生活排水の処理状況フロー（平成 22 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表2のとおり目標を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。また、平成32年度における目標達成時の一般廃棄物等の処理フローは、図4のとおりである。

表2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合 ^{※1}) (平成22年度)	目標(割合 ^{※1}) (平成32年度)
排 出 量	事業系 総排出量	40,189 トン	38,570 トン (-4.0%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	3.08 トン/事業所	3.04 トン/事業所 (-1.3%)
	生活系 総排出量	71,403 トン	66,494 トン (-6.9%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	212.3 kg/人	198.8 kg/人 (-6.4%)
合 計	事業系生活系排出量合計	111,592 トン	105,064 トン (-5.8%)
再生利用量	直接資源化量	14,911 トン (13.4%)	18,735 トン (17.8%)
	総資源化量	24,721 トン (22.1%)	28,834 トン (27.4%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量)	0MWh	0MWh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	77,170 トン (69.2%)	68,845 トン (65.5%)
最終処分量	埋立最終処分量	10,007 トン (9.0%)	7,478 トン (7.1%)

事業所数:12,369事業所

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合である。なお、総資源化量の割合については
 集団回収量を含めて算出している。

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《用語の定義》

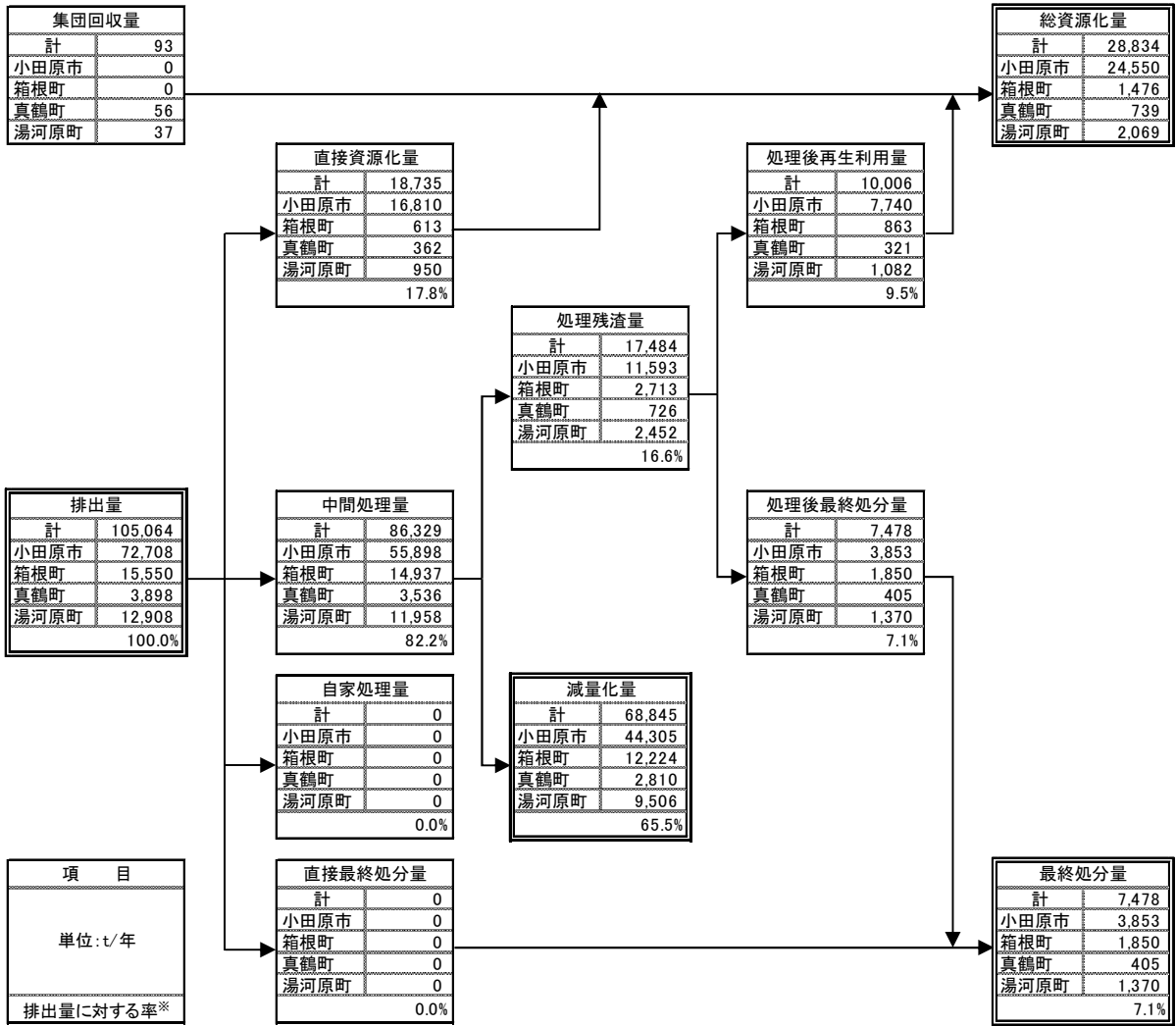
排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く）〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕



※ 小数点第2位で四捨五入しているため、計が一致しないことがある。

図4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成32年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表3に掲げる目標のとおり、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及促進を図るものとする。また、平成32年度における目標達成時の生活排水の処理フローは図5のとおりである。

表3 生活排水処理に関する現状と目標

		市町	平成22年度実績	平成32年度目標
処理形態別人口	公共下水道	小田原	154,900 人 (78.1%)	170,062 人 (86.6%)
		箱根	7,265 人 (52.4%)	5,891 人 (52.1%)
		真鶴	576 人 (7.0%)	2,522 人 (32.1%)
		湯河原	20,716 人 (77.2%)	22,315 人 (80.2%)
			183,457 人 (74.2%)	200,790 人 (82.5%)
	農業集落排水処理施設等		0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
	合併処理浄化槽等	小田原	13,685 人 (6.9%)	11,316 人 (5.8%)
		箱根	951 人 (6.9%)	947 人 (8.4%)
		真鶴	1,059 人 (12.9%)	1,586 人 (20.2%)
		湯河原	1,433 人 (5.3%)	2,349 人 (8.4%)
			17,128 人 (6.9%)	16,198 人 (6.7%)
	未処理人口	小田原	29,742 人 (15.0%)	14,986 人 (7.6%)
		箱根	5,637 人 (40.7%)	4,471 人 (39.5%)
		真鶴	6,577 人 (81.0%)	3,746 人 (47.7%)
		湯河原	4,699 人 (17.5%)	3,175 人 (11.4%)
		46,655 人 (18.9%)	26,378 人 (10.8%)	
合 計	小田原	198,327 人 (100.0%)	196,364 人 (100.0%)	
	箱根	13,853 人 (100.0%)	11,309 人 (100.0%)	
	真鶴	8,212 人 (100.0%)	7,854 人 (100.0%)	
	湯河原	26,848 人 (100.0%)	27,839 人 (100.0%)	
		247,240 人 (100.0%)	243,366 人 (100.0%)	
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	小田原	2,881 キロリットル	1,491 キロリットル
		箱根	410 キロリットル	197 キロリットル
		真鶴	203 キロリットル	116 キロリットル
		湯河原	297 キロリットル	54 キロリットル
			3,791 キロリットル	1,858 キロリットル
	浄化槽汚泥量	小田原	30,253 キロリットル	18,977 キロリットル
		箱根	9,022 キロリットル	7,251 キロリットル
		真鶴	4,615 キロリットル	3,554 キロリットル
		湯河原	4,790 キロリットル	4,494 キロリットル
			48,680 キロリットル	34,276 キロリットル
合 計	小田原	33,134 キロリットル	20,468 キロリットル	
	箱根	9,432 キロリットル	7,448 キロリットル	
	真鶴	4,818 キロリットル	3,670 キロリットル	
	湯河原	5,087 キロリットル	4,548 キロリットル	
		52,471 キロリットル	36,134 キロリットル	

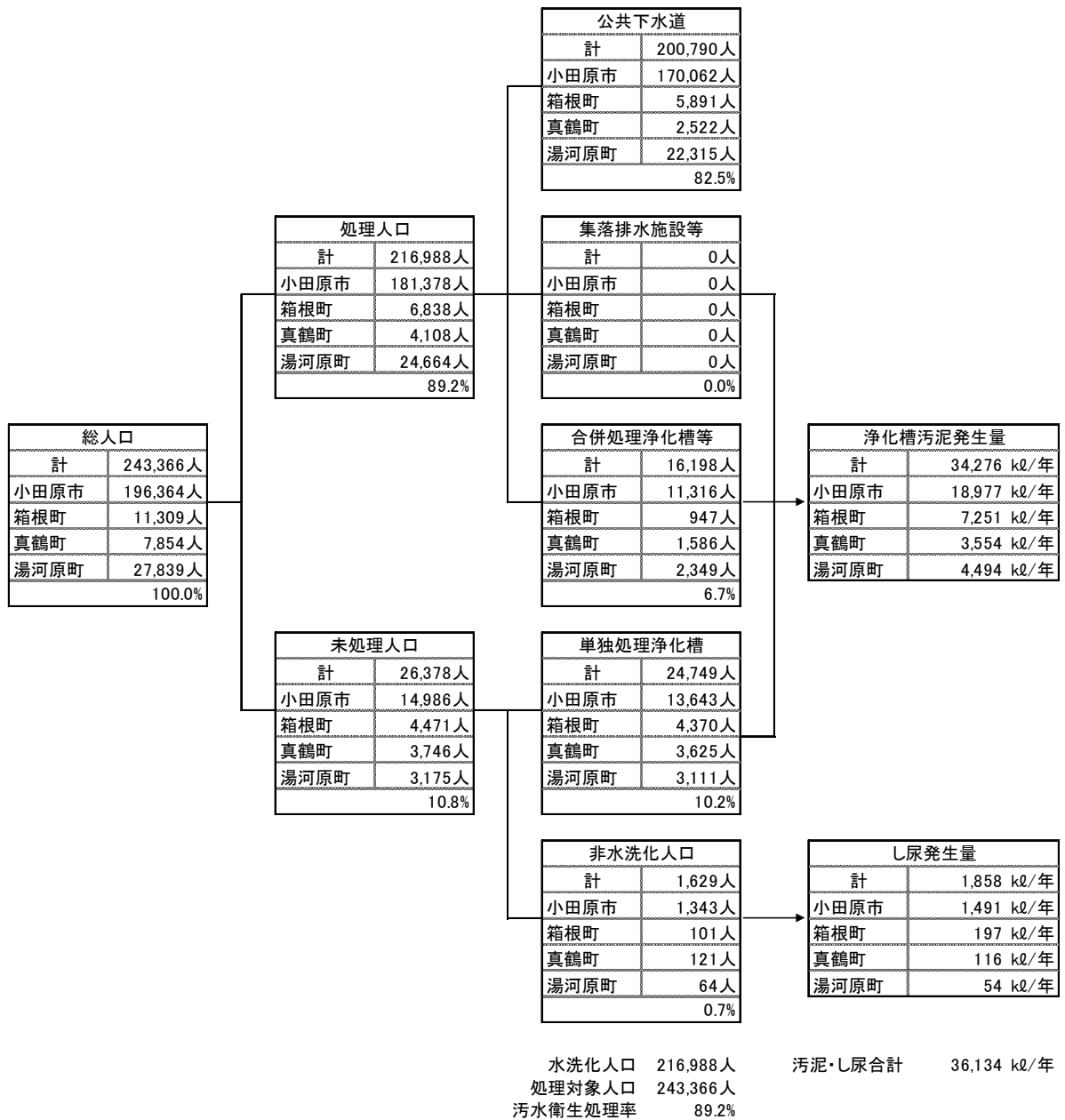


図5 生活排水の処理状況フロー（平成32年度）

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

① 小田原市における取り組み

ごみ処理の有料化	
これまでの取り組みと今後の検討状況	
<p>本市では、清掃工場に直接搬入されるごみについては、有料とし、1 kgあたり25円としている。また、大型ごみについては、コール制（電話での事前予約制）の業者委託による個別収集とし、証紙購入による手数料制度としている。</p> <p>ごみ処理における費用負担のあり方については、小田原市一般廃棄物処理基本計画において、十分なごみの減量施策を実施した上でも明確な減量効果が見られない場合には、ごみの発生抑制や減量化に向けて、ごみ処理費用の有料化等を検討する必要があると位置付けている。</p>	
意識啓発	
事業名等	事業内容
各種媒体を活用した情報発信	市広報その他の刊行物、ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディア、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどを通じて情報を発信し、環境意識の向上を図る。
環境について学ぶ機会の提供・支援	清掃工場の見学や、きらめき出前講座・体験学習などの機会を通じて環境教育・環境学習を推進するとともに、市民団体が実施する環境教育などの活動を支援する。
ごみを作らない・出さない意識づくり	生ごみの水切りの徹底などを呼び掛けるとともに、生ごみ処理器の購入費助成や剪定枝チップターの貸出を実施して普及を図る。また、買物袋の持参やリターナブル容器の利用などの呼び掛けを通じ、ごみを作らない・出さない意識づくりを図る。
生活系ごみの発生抑制・減量化、資源化の推進	
事業名等	事業内容
生ごみ堆肥化プロジェクトの推進	各家庭において、段ボールコンポストや電動式生ごみ処理機などで生ごみの堆肥化を行い、できた堆肥を地域内で活用することによって、資源の地域内循環システムをつくることを目指す。
剪定枝資源化の推進	燃せるごみとして処理している剪定枝を、チップターなどで破碎しチップ化して活用するなど、段階を経ながら資源化の仕組みづくりを行う。
紙類、トレー・プラスチック容器の分別徹底	紙類、トレー・プラスチック容器が、燃せるごみとして排出された中に混入していることが今もなお見られる。自治会や環境美化推進員などと連携を図り、さらなる分別の徹底を図る。
古紙の収集・資源化の拡充	燃せるごみの約40%を紙ごみが占める一方、古紙の回収量が年々減少している。古紙回収量の増加によるごみ焼却量削減と資源化推進のため、収集回数などについて検討し、分別への協力を求める。
BDFプロジェクトの推進	資源の地域内循環システムづくりの一環として、家庭などから回収した廃食用油をバイオディーゼル燃料（BDF）に精製し、ごみ収集車両の燃料として活用する。
廃家電等のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法に基づく、家電4品目の適切な回収、リサイクルについての市民への周知、情報提供を行う。また、パソコンやオートバイについても同様に周知を図る。

事業系ごみの発生抑制・減量化、資源化の推進	
事業名等	事業内容
事業系ごみの排出事業者への指導	処理施設へ搬入される廃棄物については、随時搬入時に検査を実施し、資源物や不燃物が混入される等の分別が徹底されていない排出事業者、許可業者に対して指導を行う。
許可業者における減量化・資源化の推進	事業系ごみの収集運搬を行う許可業者に対し、市の減量化・資源化の取り組みに理解を求めるとともに、許可業者を通じて、排出事業者への周知を図る。
多量排出事業者における減量化、資源化の推進	市に「減量化及び資源化計画書」を提出している多量排出事業者を対象に立入調査を実施し、計画への取組状況を把握するとともに、必要に応じて助言、指導を行う。
生活排水対策	
事業名等	事業内容
各種媒体を活用した広報、啓発活動の推進	市広報その他の刊行物、ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディア、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどを活用して水質保全に関する意識啓発を図る。
生活排水処理施設整備の促進	良好な生活環境の確保と河川の汚濁防止、家庭などから排出される汚濁負荷量の削減のため、下水道の整備及び接続の促進、また、下水道計画区域外の地域については合併処理浄化槽の普及促進を図る。

② 足柄下郡（箱根町、真鶴町、湯河原町）における取り組み

ごみ処理の有料化	
これまでの取り組みと今後の検討状況	
<p>箱根町では、ごみ処理施設に直接搬入されるごみについては、有料とし、1kgあたり18円としている。また、粗大ごみの戸別収集については、電話での事前予約制により1個あたり500円としている。</p> <p>公共収集ごみの処理における費用負担のあり方については、一般廃棄物処理基本計画の見直し時に、ごみの発生抑制や減量化に向けた有料化等の必要性に関する位置付けについて検討していく。</p> <p>真鶴町、湯河原町では、一物品目の多量搬入に対し1kgあたり20円を徴収しているが、負担の公平性が確保されるごみ処理有料化は、負担軽減へのインセンティブが働き、排出抑制につながり、ごみ処理経費に対する関心が高まる等の効果も期待できることから、ごみ処理の有料化について検討していく。</p>	
住民・来訪者の意識啓発	
事業名等	事業内容
各種媒体を活用した情報発信	町広報その他の刊行物、ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディアなどを通じて情報を発信し、環境意識の向上を図る。
環境について学ぶ機会の提供	教育委員会や社会教育団体などと連携して、学習用教材としての副読本の作成や、ごみ処理の講習会、リサイクルの体験講座の開催などの実施について検討する。
ごみ処理施設見学会の実施	ごみ処理施設の見学者に対して、ごみ処理についての現状や問題点を説明し、ごみの減量化や資源化の重要性に関する社会意識の啓発を行う。
来訪者への呼び掛け	他地域からの来訪者に対して、ごみの持ち帰りやポイ捨て防止、観光施設などでの分別排出に協力するよう、呼び掛けを継続する。

生活系ごみの発生抑制・減量化、資源化の推進	
事業名等	事業内容
ごみを作らない・出さない生活スタイルづくり	買物袋を持参する、再生品・詰替品・リターナブル容器を利用する、フリーマーケットやバザー、資源回収活動への積極的な参加など、ごみを作らない・出さない生活スタイルづくりを呼び掛ける。
ごみの分け方・出し方の徹底とマナーの向上	それぞれ定められたごみの分別方法やステーションへの排出方法などを守ること、また、ステーションの清潔保持や適切な維持に積極的に協力するよう呼び掛ける。
生ごみの減量化	各家庭での生ごみ減量化の取組みとして、食材を使い切ること、食べ残しを出さないことで生ごみの発生を抑え、排出するときはしっかりと水を切ることを呼び掛ける。また、生ごみ処理機器の購入補助を継続する。
事業系ごみの発生抑制・減量化、資源化の推進	
事業名等	事業内容
排出抑制、再資源化に配慮した事業活動	生産、流通その他の事業活動において、ごみになりにくい製品、再利用・再生利用に適した製品、再生材料を使用した製品などを購入・使用する、また、過剰な包装を控えるなど、発生・排出の抑制と資源化への取組みを推進するよう働き掛ける。
使い捨て容器の使用抑制	使い捨ての容器がごみとして排出されることが多く見られるため、繰り返し利用可能な容器などへの転換に努めるよう働き掛ける。
食品循環資源のリサイクル推進	ホテル・旅館、飲食店などに対し、食品リサイクル法に基づく取組みのほか、さまざまな手法を活用して、食品残渣の排出量削減と資源化の推進を図るよう促していく。
多量排出事業者への指導	多量のごみを排出する事業者に対して、減量化や資源化、適正な処理のための計画を策定することと、計画に基づき着実に取組みがなされるよう指導する。
生活排水対策	
事業名等	事業内容
各種媒体を活用した広報、啓発活動の推進	町広報その他の刊行物、ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディア、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどを活用して水質保全に関する意識啓発を図る。
生活排水処理施設整備の促進	良好な生活環境の確保と河川の汚濁防止、家庭などから排出される汚濁負荷量の削減のため、下水道の整備及び接続の促進、また、下水道計画区域外の地域については合併処理浄化槽の普及促進を図る。

(2) 処理体制

生活系ごみ及び事業系ごみの分別区分と処理方法については表4、分別の内容については表5のとおりである。現状においては、各市町がそれぞれの状況に対応した体制を整え、適正に処理を行っている。

今後は、足柄下郡3町の処理を集約化して、処理施設の能力と効率性を向上させ、地域内に「小田原市」と「足柄下郡」の2系統の処理・リサイクルシステムを整え、緊急時だけでなく平常時においても、系統間相互でごみの受け入れが可能な体制とすることで、地域全体のリサイクル推進と処理の合理化・効率化、安定性向上を図る。

なお、ごみの系統間相互受け入れを円滑に行ううえで、処理施設に搬入されるごみの質・性状などが、できるだけ揃っていることが望ましいため、地域内の分別区分や資源化品目の統一などについて、引き続き検討していくこととする。

① 生活系ごみの処理体制の現状と今後

ア 小田原市

小田原市は、「小田原市清掃工場」で、可燃ごみを焼却処理し、焼却灰の一部を県外の民間資源化業者に委託（熔融、焙焼など）して資源化し、その他を「小田原市堀ヶ窪埋立処分場」及び県外の民間処分場で埋立処分している。

小田原市リサイクルセンター内の粗大ごみ処理施設において、不燃ごみと粗大ごみを破碎・選別し、鉄、アルミなどを資源として売却しているほか、びん・缶選別施設では、アルミ缶、スチール缶、生きびんをそれぞれ選別して売却し、その他びん類については色選別したカレットを日本容器包装リサイクル協会を通じてリサイクル事業者へ引き渡すことで再商品化される。また、可燃残渣、ガラス残渣は、県外の民間資源化業者に委託して資源化し、不燃残渣は、県外の民間資源化業者に委託して資源化しているものと、県外の民間処分場で埋立処分しているものがある。

ペットボトルは、「ペットボトル減容施設」において選別・圧縮・梱包し、また、容器包装プラスチックは、委託業者において選別・圧縮・梱包し、それぞれ日本容器包装リサイクル協会へ引き渡している。

紙・布類は、古紙組合が回収して新聞紙、雑紙、その他紙など品目ごとに資源化している。

また、蛍光灯、乾電池、スプレー缶・カセットボンベ、廃食用油その他を品目ごとに選別・貯留し、それぞれ民間資源化業者に委託して資源化している。

今後も、現在の処理体制を継続するものとして、より一層の可燃ごみ減量化と資源化の推進に向けて、資源ごみの分別を徹底する方策や、剪定枝の資源化の実施について検討する。また、焼却施設については、老朽化に対応した適切な維持修繕を施すとともに、長寿命化計画に基づき、施設の延命化を図っていく。さらに、最終処分場の残余容量がわずか

となっているため、焼却灰の資源化・処分ルート維持、拡大を図るものとする。

イ 箱根町

箱根町は、「環境センター清掃第1プラント（ごみ焼却施設）」で、可燃ごみと、「同（粗大ごみ処理施設）」から発生する破砕・選別後の残渣を焼却処理し、処理後の飛灰と不燃物を「第2一般廃棄物最終処分場」で埋立処分している。

不燃ごみ、粗大ごみは、破砕・選別し、アルミや鉄等の金属類を資源化業者へ引き渡して資源化しており、資源化できない物はごみ焼却施設で焼却している。

缶及びスプレー缶は、不燃ごみ等と同様に破砕・選別処理をし、アルミや鉄等の金属類を資源化業者で資源化する。びんは手選別し、日本容器包装リサイクル協会を通じてリサイクル事業者へ引き渡して再商品化している。

ペットボトルはペットボトル処理施設で選別・圧縮・梱包して、日本容器包装リサイクル協会を通じてリサイクル事業者へ引き渡して再商品化している。また、乾電池、蛍光灯・電球は異物を除去し、それぞれ保管したのち資源化業者へ引き渡して資源化している。

容器包装プラスチックとその他紙は、民間の事業者において選別・圧縮・梱包し、容器包装プラスチックは、日本容器包装リサイクル協会を通じてリサイクル事業者へ引き渡し、その他紙は、資源化業者へ引き渡して資源化している。その他紙以外の古紙・布類、使用済食用油は直接、資源化業者で資源化している。

今後は、第2次計画期間に予定している足柄下郡の処理集約までの間、現在の処理体制の適切な維持運営に努めるとともに、ごみの減量化と資源化の推進を図っていく。

ウ 真鶴町、湯河原町

真鶴町と湯河原町は、昭和52年に「湯河原町真鶴町衛生組合」を設立し、ごみの中間処理と最終処分を共同で行っている。

各町から収集されたごみは、「湯河原美化センター」で、可燃ごみと、「湯河原美化センター粗大ごみ処理施設」から発生する破砕・選別後の可燃物を焼却処理している。

粗大ごみ処理施設では、不燃ごみ、粗大ごみ、缶、スプレー缶類を破砕・選別し、新聞などの紙類や、乾電池、蛍光灯を選別・貯留して、資源物はそれぞれ民間資源化業者などに売却している。

びん、ペットボトルは、「選別処理施設」において選別（圧縮・梱包）のうえ、日本容器包装リサイクル協会の指定業者へ引き渡して資源化している。

今後は、現在の処理体制の適切な維持運営に努めるとともに、足柄下郡の処理集約に向け、「リサイクルセンター」と「熱回収施設」の整備に必要な各種の調査、計画策定などの事業を順次実施していく。また、資源化の推進と最終処分量の削減に向け、焼却残渣や不燃残渣、容器包装プラスチックなどの資源化について検討を行うものとする。

中間処理後の焼却残渣と不燃残渣は、「湯河原町真鶴町衛生組合最終処分場」で埋立処分を行ってきたが、平成23年12月以降、残渣の全量を県外の民間処分場で埋立処分している。今後は、既に埋め立てられている廃棄物の全量を掘削・除去し、遮水工その他を全面的に改修して、十分な埋立容量を備えた処分場として再生する事業を行う。

② 事業系ごみの処理体制の現状と今後

ア 小田原市

分別区分と処理方法は生活系ごみと同じである。排出事業者は、原則として自らまたは一般廃棄物収集運搬業許可業者により、市の処理施設へごみを搬入できることになっている。また、可燃ごみについては、例外的に1か月当たりの排出量が300kg以内の事業者は、申告することによりごみ集積場に排出できることとしている。

市の処理施設に搬入される廃棄物については、随時搬入時に検査を実施し、資源物や不燃物が混入される等の分別が徹底されていない排出事業者に対して指導を行っている。

今後は、事業系ごみの資源化について一層の周知を図るとともに、食品関連事業者には食品リサイクル法に基づく再生利用を促す等、徹底を図っていく。

イ 箱根町

分別区分と処理方法は生活系ごみと同じである。1日当たりの排出量が10kg以内の事業者は、町に収集を依頼することができ、その他の事業者は、排出者または許可業者により、町の処理施設へ搬入することとしている。

再生利用できるものは積極的に資源化を推進して排出抑制に努めることを指導していく。特に、食品残渣を可燃ごみとして排出しているホテル・旅館、飲食店などに対してごみの減量を働きかけるとともに、分別排出の徹底を指導していく。

ウ 真鶴町、湯河原町

分別区分と処理方法は生活系ごみと同じである。1日当たりの排出量が500kg未満の事業者については、町のごみ集積場にも排出できることとしている。

今後も、現在と同様に収集、処理を行う予定であるが、事業者の責任範囲の拡大や事業者間の公平性、ごみ排出の管理の観点から、排出制限量などについて検討する。

また、再生利用できるものは積極的に資源化を推進して排出抑制に努めることを、特に、食品残渣を可燃ごみとして排出しているホテル・旅館、飲食店などに対して働きかけるとともに、分別排出の徹底を指導していく。

③ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

小田原市と箱根町は現状取り扱っておらず、今後も扱う予定がない。

湯河原町真鶴町衛生組合は、建設業関係の木くず（廃木材）を焼却処理している。近年、搬入量が減少傾向にあることから、取り扱いの継続について検討中である。

④ 生活排水処理の現状と今後

生活排水処理については、各市町において、公共下水道の整備の促進と、下水道計画区域外での合併処理浄化槽の普及促進に努める。

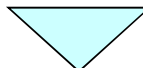
また、し尿及び浄化槽汚泥の処理については、現在、各市町がそれぞれの方法で行っている処理を適切に継続していく。

⑤ 今後の処理体制の要点

- ◇ 「小田原市」と「足柄下郡」の2系統の処理・リサイクルシステムの構築を目指し、それぞれの市町で必要な取組みを行う。
- ◇ 小田原市は、焼却施設の延命化を図るとともに、剪定枝の資源化などについて検討する。
- ◇ 箱根町、真鶴町、湯河原町は、処理の集約化に向け、分別区分その他について調整を図るとともに、集約化までの間、現在の処理体制の適切な維持運営に努める。
- ◇ 湯河原町真鶴町衛生組合は、埋立廃棄物の全量撤去による処分場再生事業を実施するとともに、リサイクルセンター、熱回収施設の整備に向けた作業を順次行う。
- ◇ 各市町は、最終処分量の削減のため、焼却残渣その他の資源化について検討する。
- ◇ 系統間でのごみ相互受け入れの円滑化のため、地域内の分別区分や資源化品目の統一などについて検討していく。

表4 ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状（平成22年度）								
小田原市			箱根町			湯河原町真鶴町衛生組合		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
燃せるごみ	焼却→焼却灰資源化、埋立	清掃工場	燃せるごみ	焼却→埋立	環境センター（焼却施設）	可燃ごみ	焼却→埋立	湯河原美化センター（焼却施設）
燃せないごみ	破碎・選別→売却、残渣資源化、埋立	リサイクルセンター	燃せないごみ（その他）	破碎・選別→売却、焼却・埋立	環境センター（粗大ごみ処理施設）	不燃ごみ	破碎・選別→売却、埋立	湯河原美化センター（粗大ごみ処理施設）
大型ごみ			粗大ごみ					
かん類	選別→売却	ペットボトル減容施設	カン	破碎・選別→売却（スプレー缶含む）	（ペットボトル処理施設）	カン	破碎・選別→売却（スプレー缶含む）	選別処理施設
びん類	選別→指定法人、売却		燃せないごみ（ビン）	選別→指定法人		びん	選別→指定法人、売却	
ペットボトル	選別、圧縮梱包→指定法人	（委託業者）	ペットボトル	選別、圧縮梱包→指定法人	（委託業者）	ペットボトル	選別、圧縮梱包→指定法人	（委託業者）
トレー・プラスチック容器	リサイクル	委託	容器包装プラスチック	リサイクル	委託	—	リサイクル	—
紙・布類	委託	（古紙組合）	古紙・布類	委託	（古紙業者）	新聞・雑かみ	リサイクル	選別→売却
蛍光灯、乾電池、スプレー缶、廃食用油ほか	選別・貯留→資源化業者	リサイクルセンター	燃せないごみ（蛍光灯ほか）	選別・貯留→資源化業者	環境センター（粗大施設）	ダンボール・紙パック	リサイクル	選別→売却
			使用済食用油	委託	（廃油業者）	不燃ごみ（蛍光灯、乾電池）	リサイクル	選別・貯留→資源化業者
						—	リサイクル	—



今 後（平成32年度・第1次計画期間終了後）								
小田原市			箱根町			湯河原町真鶴町衛生組合		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
燃せるごみ	焼却→焼却灰資源化、埋立	清掃工場	燃せるごみ	焼却→埋立	環境センター（焼却施設）	可燃ごみ	焼却→埋立	湯河原美化センター（焼却施設）
燃せないごみ	破碎・選別→売却、残渣資源化、埋立	リサイクルセンター	燃せないごみ（その他）	破碎・選別→売却、焼却・埋立	環境センター（粗大ごみ処理施設）	不燃ごみ	破碎・選別→売却、埋立	湯河原美化センター（粗大ごみ処理施設）
大型ごみ			粗大ごみ					
かん類	選別→売却	ペットボトル減容施設	カン	破碎・選別→売却（スプレー缶含む）	（ペットボトル処理施設）	カン	破碎・選別→売却（スプレー缶含む）	選別処理施設
びん類	選別→指定法人、売却		燃せないごみ（ビン）	選別→指定法人		びん	選別→指定法人、売却	
ペットボトル	選別、圧縮梱包→指定法人	（委託業者）	ペットボトル	選別、圧縮梱包→指定法人	（委託業者）	ペットボトル	選別、圧縮梱包→指定法人	（委託業者）
トレー・プラスチック容器	リサイクル	委託	容器包装プラスチック	リサイクル	委託	—	リサイクル	—
紙・布類	委託	（古紙組合）	古紙・布類	委託	（古紙業者）	新聞・雑かみ	リサイクル	選別→売却
蛍光灯、乾電池、スプレー缶、廃食用油ほか	選別・貯留→資源化業者	リサイクルセンター	燃せないごみ（蛍光灯ほか）	選別・貯留→資源化業者	環境センター（粗大施設）	ダンボール・紙パック	リサイクル	選別→売却
			使用済食用油	委託	（廃油業者）	不燃ごみ（蛍光灯、乾電池）	リサイクル	選別・貯留→資源化業者
						—	リサイクル	—

処理集約に向け、分別区分や資源化品目の統一、資源化量増加などについて検討

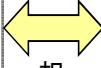
表5 ごみの分別の内容

小田原市	
分別区分	内容
燃せるごみ	生ごみ…残菜、貝殻、タハコの吸殻など 木くず…刈込み、振くず、竹など 草製品…はきもの、カバンなど ゴム類…長靴など 繊維類…座布団、布団やどらなど綿入りのもの、雑巾、裁断くず、カーテン 紙くず…汚れている紙、紙おむつ、油紙、感熱紙、カーボン紙
燃せないごみ	金属複合物など…なべ、やかん、フライパン、かさ、一斗缶や大型缶(お菓子、ミルク、お茶葉の缶など) 容器以外のプラスチック…おもちゃ、プリンター、CD、DVDなど 陶磁器類…茶碗、皿、鉢、花瓶 ガラスくず類…鏡、電球、グローランプ、割れた蛍光灯、化粧品 のびん、ガラスのコップ 電気製品…トースター、ドライヤー、炊飯器など
大型ごみ	家具類、家電リサイクル法対象品目ではない家電製品、寝具類、自転車など
かん類	ジュース缶など飲料用の缶、缶詰の缶
びん類	飲み物、食べ物などの各種びん(割れたびんも含む)
ペットボトル	飲料用、しょうゆ、酒、みりん
トレー・プラスチック容器	トレー…色もの、白色、透明 袋類…ポリ袋、ビニール袋 プラスチック容器…洗剤容器、卵の容器、ペットボトルのキャップ、食用油の容器、ソースの容器、発泡スチロールの箱など
紙・布類	新聞紙…新聞紙、新聞の折り込み広告 雑誌…雑誌、書籍、包装紙、化粧箱など 段ボール 紙・布類…500m ² 以上のもの(中が銀色のものはその他紙) その他紙…メモ紙、レシート、菓子箱、手紙、小さな紙・布類など 布類…シャツ類、シーツ、毛布、タオルなど
蛍光灯、乾電池、スプレー缶、廃食用油ほか	割れていない蛍光灯 各種スプレー缶とカセットボンベ 簡易乾電池、ライター ビデオテープ、カセットテープ 食用油

箱根町	
分別区分	内容
燃せるごみ	生ごみ…調理くず、残飯、貝殻など 小枝・竹、振くず、草、葉 草製品…かばん、くつ、ベルトなど 紙くず…紙おむつ、使ったティッシュペーパー、油紙、カーボン紙など プラスチック・ゴム類…おもちゃ、文房具、CD、DVD、ビデオテープ、歯ブラシ、長ぐつ、ポースなど その他…衣類(シャツ類以外のもの)、まくら、座布団、ぬいぐるみ、スポンジ、割りばし、使用済みのアルミはく、ラップ類など
燃せないごみ(その他)	せともの、ガラス製品、刃物、50cm未満の金属製品(プラスチック・木製の混合物も含む)など
粗大ごみ	たんす、机、いす、自転車、石油ストーブ、ふとんなど
カン	飲料用、食料品用など
燃せないごみ(ビン)	飲料用、食料品用など
ペットボトル	飲料用、調味料用など
容器包装プラスチック	ボトル類、カップ・パック・トレイ類、包装類、発泡スチロールなど
古紙・布類	新聞紙…新聞紙、折り込みチラシ 雑誌…雑誌、書籍、包装紙、化粧箱、パンフレット、ノート、コピー用紙類など ダンボール 紙・布類…牛乳、飲料用など(中が銀色のものはその他紙) その他紙…菓子など小さな箱類、メモ紙類、手紙類、紙コップ、家庭から出るシュレッダーごみ、紙製容器包装マークがついているものなど 布類…シャツ類、シーツ、タオル類など
燃せないごみ(蛍光灯ほか)	蛍光管・電球、ポタン電池・赤電池以外の乾電池、スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライターなど
使用済食用油	使用済食用油

湯河原町真鶴町衛生組合	
分別区分	内容
可燃ごみ	台所のごみ…調理くず、魚の骨、貝殻、くじらの皮など 木くず、木の枝、葉(少量) 皮革製品 紙くず 衣類、布類、シーツ、座布団、ポロ切れなど プラスチック製品、ビニール製品など
不燃ごみ	小型電機器具類…トースター、ヘアードライヤーなど ガラス製品…コップ、化粧品びん、灰皿など 陶磁器類…茶わん、皿、植木鉢、花瓶など 金属類…やかん、フライパン、一斗缶、こうもりがきなど
粗大ごみ	家具類、寝具類、電気器具(家電リサイクル法対象品目以外)、ガラス・石油器具、自転車など
カン	ビール・ジュースなどの飲料缶、缶詰・菓子缶などの食品缶、スプレー缶・カセットボンベなど
びん	食料品や飲料の入っていたびん
ペットボトル	炭酸飲料、果汁飲料などの飲料用、焼酎・酒類、本みりんなどの酒類用、しょうゆ用
—	—
新聞・雑誌ほか	新聞紙…新聞紙、折り込みチラシ 雑誌ほか…雑誌、書籍、パンフレット、カタログ、書籍、包装紙など シュレッダーごみ
ダンボール・紙・パック	ダンボール製容器 飲料用紙パック…牛乳、ジュース、清涼飲料など(中が銀色のものは可燃ごみ)
不燃ごみ(蛍光灯、乾電池)	蛍光灯、電球、乾電池(ニッカド、ポタン型は除く)
—	—

※参考 第2次計画期間終了後（H37以降）の分別、処理体制のイメージ

小田原・足柄下地域						
系統① 小田原市			平常時・緊急時の 相互バックアップ	系統② 足柄下郡		
分別区分	処理方法	処理施設等		分別区分	処理方法	処理施設等
燃せるごみ	焼却・省エネルギー化 →焼却灰資源化、埋立	清掃工場		可燃ごみ	焼却・省エネルギー化 →焼却灰資源化、埋立	熱回収施設
燃せないごみ	破碎・選別 →売却、残渣資源化、埋立	リサイクルセンター		不燃ごみ	破碎・選別 →売却、残渣資源化、埋立	リサイクルセンター (不燃・粗大ごみ処理施設)
大型ごみ						
かん類	選別 →売却	リサイクルセンター		かん類	選別・圧縮 →売却	リサイクルセンター (容器包装リサイクル推進施設)
びん類	選別 →指定法人、売却					
ペットボトル	リサイクル 選別、圧縮梱包 →指定法人	ペットボトル減容施設		ペットボトル	リサイクル 選別、圧縮梱包 →指定法人	リサイクルセンター (容器包装リサイクル推進施設)
トレー・プラスチック容器	リサイクル 選別、圧縮梱包 →指定法人	(委託業者)		プラスチック製容器包装	リサイクル 選別、圧縮梱包 →指定法人	
紙・布類	委託	(古紙組合)		古紙・その他紙、古布、廃食用油	保管 →資源化業者	リサイクルセンター (ストックヤード)
蛍光灯、乾電池、スプレー缶、廃食用油ほか	選別・貯留 →資源化業者	リサイクルセンター		蛍光灯、乾電池、スプレー缶等	保管 →資源化業者	
系統間相互のごみ受け入れ円滑化のため、地域内の分別区分や資源化品目の統一が望ましい						

(3) 処理施設等の整備

① 廃棄物処理施設

(2)の処理体制で処理を行うため、表6のとおり必要な施設整備を行う。

なお、事業番号2については、第2次計画期間以降において整備を行う予定とし、事業番号1については、全体事業の進捗状況を考慮し、今後の地域計画の中で整備を検討していく。

表6 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力		事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設	(仮称)リサイクルセンター整備事業	未定	真鶴町・湯河原町	第2次計画期間以降に整備を検討
2	エネルギー回収推進施設(基幹的設備改良事業)	(仮称)熱回収施設整備事業	未定	真鶴町・湯河原町	第2次計画期間以降に整備予定
3	最終処分場(再生事業)	湯河原町真鶴町衛生組合最終処分場再生事業	77,350m ³ (再生後)	湯河原町	H25～H30
4	エネルギー回収推進施設(基幹的設備改良事業)	小田原市焼却施設設備事業	330t/日(基幹改良後)	小田原市	H28～H31

(整備理由)

事業番号1 既存施設の老朽化、処理の集約、再生利用の推進

事業番号2 既存施設の老朽化、処理の集約、省エネルギー化と有効利用

事業番号3 施設構造・設備類の抜本的改善、周辺環境の保全、処理集約に伴う埋立容量確保

事業番号4 既存施設の老朽化、省エネルギー化と有効利用

② 合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表7のとおり行う。

表7 合併処理浄化槽への移行計画

整備施設種類	直近の整備済基数(基)	整備計画基数(基)	整備計画人口(人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	2,785	159	1,021	
小田原市	2,631	90	597	H25～H31
箱根町	58	7	42	H25～H31
真鶴町	31	55	333	H25～H31
湯河原町	65	7	49	H25～H31
浄化槽市町村整備推進事業	0	0	0	
その他地方単独事業	0	0	0	
合計	2,785	159	1,021	

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表8、8-1のとおり計画支援事業を行う。

表8 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	(仮称)リサイクルセンター整備事業(事業番号1)に係る測量調査及び地質調査事業	建設用地調査	第2次計画期間以降に実施を検討
	(仮称)リサイクルセンター整備事業(事業番号1)に係る施設整備計画策定事業	施設整備計画基本設計	第2次計画期間以降に実施を検討
	(仮称)リサイクルセンター整備事業(事業番号1)に係る環境影響評価事業	環境影響評価	第2次計画期間以降に実施を検討
	(仮称)リサイクルセンター整備事業(事業番号1)に係る発注支援事業	契約発注支援	第2次計画期間以降に実施を検討
32	(仮称)熱回収施設整備事業(事業番号2)に係る測量調査及び地質調査事業	建設用地調査	第2次計画期間以降に実施予定
	(仮称)熱回収施設整備事業(事業番号2)に係る施設整備計画策定事業	施設整備計画基本設計	第2次計画期間以降に実施予定
	(仮称)熱回収施設整備事業(事業番号2)に係る環境影響評価事業	環境影響評価	第2次計画期間以降に実施予定
	(仮称)熱回収施設整備事業(事業番号2)に係る発注支援事業	契約発注支援	第2次計画期間以降に実施予定
33	小田原市焼却施設整備事業(事業番号4)に係る発注支援事業	契約発注支援	H26

表8-1 市単独事業として実施する計画支援事業

34	小田原市焼却施設整備事業(事業番号4)に係る実施設計作成支援事業		H28
----	----------------------------------	--	-----

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

① きれいなまちづくりの推進

各市町において、地域住民や事業者、ボランティア団体などと連携して、地域の清掃活動やポイ捨て防止のキャンペーン、パトロールなどの取組みが行われている。今後も活動を推進して地域の環境美化に努める。

② 不法投棄対策の推進

各市町において、不法投棄を未然に防ぐため、地域住民や関係機関と連携を図りながら監視パトロールを実施するとともに、特に悪質なケースについては法令に基づき措置を講ずる

など、さまざまな取組みを行っている。今後も引き続き対策を推進する。

③ 海岸漂着ごみの適正な処理

相模湾に面する小田原市、真鶴町、湯河原町は、公益財団法人かながわ海岸美化財団が行う海岸清掃・美化活動に協力するとともに、海岸に漂着した各種のごみを適正に処理している。今後も継続して活動を推進する。

④ 災害時の適正な廃棄物処理

災害時等の廃棄物処理については、各市町の地域防災計画や災害廃棄物処理計画、自治体間の相互支援協定などに基づき、各関係機関や団体などと連携して、適正かつ円滑に処理を行う体制の確保を図るほか、「小田原市」と「足柄下郡」の2系統のシステムを構築することにより、相互のバックアップ体制を確立する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本地域は、毎年、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

本計画期間の最終年度において進捗状況の把握を行い、その結果を取りまとめた時点で、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を第2次計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

— 添付書類 —

- ▶ 様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1
- ▶ 様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2
- ▶ 様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

- ▶ 参考資料様式 2 施設概要（エネルギー回収施設系）
- ▶ 参考資料様式 4 施設概要（最終処分場系）
- ▶ 参考資料様式 6 施設概要（浄化槽系）
- ▶ 参考資料様式 7 計画支援概要

- ▶ 添付資料 1 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフほか
- ▶ 添付資料 2 計画地域内の施設の状況（現況・予定）

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 25 年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	小田原・足柄下地域	(2) 地域内人口	247,240人	(3) 地域面積	254.92 k㎡
(4) 構成市町名	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、湯河原町真鶴町衛生組合	(5) 地域の要件*	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：湯河原町、真鶴町	設立年月日：昭和52年2月1日設立			

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）						目標 平成32年度
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
排出量	事業系 総排出量（トン）	44,336	44,165	41,911	40,761	40,189	40,131	38,570 (H22比 -4.0%)
	1事業所当たりの排出量（トン/事業所）	3.5	3.4	3.2	3.1	3.1	3.1	3.04 (H22比 -1.3%)
	生活系 総排出量（トン）	77,767	76,699	74,145	72,026	71,403	71,311	66,494 (H22比 -6.9%)
	1人当たりの排出量（kg/人）	226.9	224.4	219.6	215.3	212.3	212.0	198.8 (H22比 -6.4%)
	合計 事業系生活系排出量合計（トン）	122,103	120,864	116,056	112,787	111,592	111,442	105,064 (H22比 -5.8%)
再生利用量	直接資源化量（トン）	18,765	17,095	15,875	15,401	14,911	15,211	18,735 (H22比 17.8%)
	総資源化量（トン）	30,767	29,838	26,959	25,453	24,721	23,277	28,834 (H22比 27.4%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量 MWh）	0	0	0	0	0	0	0
中間処理による減量化量	減量化量（中間処理後前後の差 トン）	81,180	81,088	79,987	78,701	77,170	77,146	68,845 (H22比 65.5%)
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	10,550	10,331	9,421	9,024	10,007	11,120	7,478 (H22比 7.1%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（添付資料1）

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容					更新、廃止、新設の内容					備考
		施設名称	型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
ごみ焼却施設	小田原市	小田原市清掃工場	ストーカー全連続	有	180t/日	S54.6	H28～H31 基幹改良	既存老朽化 省エネ化	ストーカー全連続	H32.3	180t/日	2炉のうち1炉のみ更新
ごみ焼却施設	小田原市	小田原市清掃工場	ストーカー全連続	有	150t/日	H3.4	H28～H31 基幹改良	既存老朽化 省エネ化	ストーカー全連続	H32.3	150t/日	
粗大ごみ処理施設	小田原市	可燃性粗大ごみ破砕施設	破砕	有	30t/5H	S54.10	継続使用					
粗大ごみ処理施設	小田原市	リサイクルセンター(不燃性粗大ごみ処理施設)	破砕・選別	無	30t/5H	H9.4	継続使用					
資源化施設	小田原市	リサイクルセンター(びん・缶選別施設)	選別・圧縮	無	21.4t/5H	H8.4	継続使用					
資源化施設	小田原市	ペットボトル減容施設	選別・圧縮・梱包	無	4.9t/5H	H15.11	継続使用					
最終処分場	小田原市	堀ヶ窪埋立処分場	サンドイッチ方式	有	87,838m ³	S61.4	継続使用					残余約20,000m ³ 埋立量削減で 期間延長図る
ごみ焼却施設	箱根町	環境センター清掃第1プラント(ごみ焼却施設)	流動床 准連続	有	135t/日	H5.4	継続使用					第2次計画期間においても継続 使用の予定
粗大ごみ処理施設	箱根町	環境センター清掃第1プラント(粗大ごみ処理施設)	破砕・選別・圧縮	有	30t/5H	H5.4	継続使用					〃
資源化施設	箱根町	〃(ペットボトル処理施設)	圧縮・梱包	無	0.7t/5H	H11.4	継続使用					〃
最終処分場	箱根町	第2一般廃棄物最終処分場	サンドイッチ方式	有	49,000m ³	H15.4	継続使用					
ごみ焼却施設	湯河原町真鶴町衛生組合	湯河原美化センター	ストーカー 准連続	有	70t/日	H9.7	継続使用					第2次計画期間以降において基 幹的設備改良工事の予定
粗大ごみ処理施設	湯河原町真鶴町衛生組合	湯河原美化センター粗大ごみ処理施設	破砕・選別・圧縮	有	24t/5H	H2.4	継続使用					第2次計画期間においても継続 使用の予定
粗大ごみ処理施設	湯河原町真鶴町衛生組合	〃(廃木材処理施設)	回転ハンマー式粉砕機	無	19t/3H	H11.7	継続使用					〃
資源化施設	湯河原町真鶴町衛生組合	選別処理施設	選別・圧縮・梱包	無	PET 1.5t/5H びん4.8t/5H	H13.4	継続使用					〃
最終処分場	湯河原町真鶴町衛生組合	最終処分場	サンドイッチ方式	有	66,000m ³	S62.4	H25掘削 H26～H30再整備	構造改善 環境保全 容量確保	セメント混練埋立 被覆式	H31.3	77,350m ³	処分場再生事業
マテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター)	湯河原町真鶴町衛生組合						継続使用					第2次計画期間以降において実施の有無 を含めて検討
エネルギー回収推進施設(熱回収施設)	湯河原町真鶴町衛生組合							既存老朽化 省エネ化	未定	H36.3	未定	第2次計画期間において実施予定

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料2)

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状					目標	
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成32年度
総人口		248,881	248,295	247,545	246,930	247,240	246,012	243,366
公共下水道	汚水衛生処理人口（人） 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	163,949 65.9%	166,556 67.1%	170,064 68.7%	186,184 75.4%	183,457 74.2%	188,327 76.6%	200,790 82.5%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口（人） 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口（人） 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	12,548 5.0%	13,292 5.4%	13,483 5.5%	9,883 4.0%	17,128 6.9%	17,118 7.0%	16,198 6.7%
未処理人口	汚水衛生未処理人口（人）	72,384	68,447	63,998	50,863	46,655	40,567	26,378

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（添付資料1）

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数(基)	処理人口(人)	開始年月	基数(基)	処理人口(人)	目標年次	
浄化槽設置整備事業	小田原市	2,631	7,448	H3.4	90	597	H32	
	箱根町	58	242	H14	7	42	H32	
	真鶴町	31	116	S62.4	55	333	H32	
	湯河原町	65	368	H15.4	7	49	H32	

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。（添付資料2）

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 25 年度)

事業種別	事業番号 ※1	事業主体名称 ※2	規模	事業期間 交付期間			総事業費 (千円)							交付対象事業費 (千円)							備考		
				単位	開始	終了	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度			
○熱回収に関する事業							4,857,840	0	0	0	0	680,400	2,721,600	1,455,840	3,660,000	0	0	0	0	500,000	2,100,000	1,060,000	
小田原市清掃工場基幹的設備改良事業	4	小田原市	330 t/d	28	31	4,857,840	0	0	0	0	680,400	2,721,600	1,455,840	3,660,000	0	0	0	0	500,000	2,100,000	1,060,000	全体事業費： 総事業費 4,857,840千円 交付対象事業費 3,660,000千円	
○最終処分に関する事業							8,519,800	3,275,800	200,739	525,100	1,377,900	1,378,000	1,762,261	5,244,000	0	200,739	525,100	1,377,900	1,378,000	1,762,261			
湯河原町真鶴町衛生組合最終処分場再生事業	3	湯河原町真鶴町衛生組合*	77,350 m ²	25	30	8,519,800	3,275,800	200,739	525,100	1,377,900	1,378,000	1,762,261	5,244,000	0	200,739	525,100	1,377,900	1,378,000	1,762,261		湯河原町・真鶴町		
○施設整備に関する計画支援に関する事業							6,000	0	6,000	0	0	0	0	6,000	0	6,000	0	0	0	0	0	0	
(仮称)リサイクルセンター整備事業に係る計画支援事業	31	湯河原町真鶴町衛生組合*				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	湯河原町・真鶴町 第2次計画期間以降に実施を検討	
(仮称)熱回収施設整備事業に係る計画支援事業	32	湯河原町真鶴町衛生組合*				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	湯河原町・真鶴町 第2次計画期間以降に実施予定	
小田原市焼却施設整備事業に係る計画支援事業	33	小田原市		26	26	6,000	0	6,000	0	0	0	0	0	6,000	0	6,000	0	0	0	0	0		
○浄化槽に関する事業							70,830	8,092	8,092	9,068	9,600	11,354	12,312	12,312	70,830	8,092	8,092	9,068	9,600	11,354	12,312	12,312	
浄化槽設置整備事業	5	小田原市	90 基	25	31	42,664	4,342	4,342	5,318	5,850	7,604	7,604	7,604	42,664	4,342	4,342	5,318	5,850	7,604	7,604	7,604		
	5	箱根町	7 基	25	31	2,898	414	414	414	414	414	414	414	2,898	414	414	414	414	414	414	414	414	
	5	真鶴町	55 基	25	31	21,740	2,832	2,832	2,832	2,832	2,832	3,790	3,790	21,740	2,832	2,832	2,832	2,832	2,832	3,790	3,790		
	5	湯河原町	7 基	25	31	3,528	504	504	504	504	504	504	504	3,528	504	504	504	504	504	504	504	504	
合計						13,454,470	3,283,892	214,831	534,168	1,387,500	2,069,754	4,496,173	1,468,152	8,980,830	8,092	214,831	534,168	1,387,500	1,889,354	3,874,573	1,072,312		

* 組合構成町：湯河原町、真鶴町

※1 事業番号については、計画本文3(3)表6に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号※	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画							備考	
					開始	終了		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度		
発生抑制、 再使用の推 進に関する もの	11	意識啓発	各種媒体を活用した情報発信	各市町	25	31		継続実施								
			環境について学ぶ機会の提供・支援	各市町	25	31		継続実施								
			ごみを作らない・出さない意識づくり	小田原市	25	31		継続実施								
			来訪者への呼び掛け	下郡3町	25	31		継続実施								
	12	生活系ごみの発生抑制・ 減量化、資源化の推進	生ごみ堆肥化プロジェクトの推進	小田原市	25	31		継続実施								
			剪定枝資源化の推進	小田原市	25	31		検討・実施								
			紙類、トレー・プラスチック容器の分別徹底	小田原市	25	31		継続実施・強化								
			古紙の収集・資源化の拡充	小田原市	25	31		調査・検討								
			BDFプロジェクトの推進	小田原市	25	31		精製量の増量 参加企業の増加								
			廃家電等のリサイクルに関する普及啓発	小田原市	25	31		継続実施								
			ごみを作らない・出さない生活スタイルづくり	下郡3町	25	31		継続実施								
			ごみの分け方・出し方の徹底とマナーの向上	下郡3町	25	31		継続実施								
	13	事業系ごみの発生抑制・ 減量化、資源化の推進	事業系ごみの排出事業者への指導	小田原市	25	31		調査・指導の強化 表彰制度の検討								
			許可業者における減量化・資源化の推進	小田原市	25	31		継続実施								
			多量排出事業者における減量化、資源化の推進	小田原市	25	31		継続実施								
			排出抑制、再資源化に配慮した事業活動	下郡3町	25	31		継続実施								
			使い捨て容器の使用抑制	下郡3町	25	31		継続実施								
			食品循環資源のリサイクル推進	下郡3町	25	31		継続実施								
			多量排出事業者への指導	下郡3町	25	31		継続実施								
	14	生活排水対策	各種媒体を活用した広報、啓発活動の推進	各市町	25	31		継続実施								
			下水道の整備及び接続の促進、合併処理浄化槽の普及促進	各市町	25	31		継続実施								
	処理体制の 構築、変更 に関するもの	21	資源化品目の増加	紙・布類の収集回数の増加	小田原市	26	31		調査・検討							
				焼却残渣の資源化	下郡3町	25	31		調査・検討							
				不燃残渣、容器包装プラスチックの資源化	真鶴町 湯河原町	25	31		調査・検討							
		22	広域処理システムの構築	役割分担、体制・組織、費用負担ほかシステム構築に向けた検討・協議	全市町	25	31		継続実施							

施策種別	事業番号※	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画							備考
					開始	終了		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
処理施設の 整備に関するもの	1	(仮称)リサイクルセンター整備事業	マテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター)の整備	湯河原町 真鶴町 衛生組合			○	(第2次計画期間以降に実施を検討)							関連事業 31
	2	(仮称)熱回収施設整備事業	エネルギー回収推進施設(熱回収施設)の整備				○	(第2次計画期間以降に実施予定)							関連事業 32
	3	湯河原町真鶴町衛生組合最終処分場再生事業	既立物の全量掘削・撤去による最終処分場の修復・再生		25	30	○	掘削・ 撤去	再整備						
	4	小田原市焼却施設整備事業	エネルギー回収推進施設(熱回収施設)の整備	小田原市	28	31	○	基幹的設備改良工事					関連事業 33		
	5	合併処理浄化槽整備事業	合併処理浄化槽の整備	各市町	25	31	○	継続実施							
施設整備に 係る計画支 援に関するもの	31	(仮称)リサイクルセンター整備事業に係る計画支援	測量調査及び地質調査	湯河原町 真鶴町 衛生組合			○	(第2次計画期間以降に実施を検討)							関連事業 1
			施設整備に係る計画策定、基本設計												
			環境影響評価												
	契約発注に関する技術支援ほか														
32	(仮称)熱回収施設整備事業に係る計画支援	測量調査及び地質調査	湯河原町 真鶴町 衛生組合			○	(第2次計画期間以降に実施予定)							関連事業 2	
		施設整備に係る計画策定、基本設計													
		環境影響評価													
		契約発注に関する技術支援ほか													
	33	(仮称)熱回収施設整備事業に係る計画支援	契約発注に関する技術支援	小田原市	26	26	○								関連事業 4
	34	(仮称)熱回収施設整備事業に係る計画支援	実施設計作成	小田原市	28	28									関連事業 4
その他	41	きれいなまちづくりの推進	地域の清掃活動やポイ捨て防止のキャンペーン、パトロールほか	各市町	25	31		継続実施							
	42	不法投棄対策の推進	監視パトロールの実施、悪質なケースへの厳正な対応など	各市町	25	31		継続実施							
	43	海岸漂着ごみの適正な処理	海岸清掃・美化活動への協力と、海岸に漂着したごみの適正処理	小田原市 真鶴町 湯河原町	25	31		継続実施							
	44	災害時の適正な廃棄物処理	各関係機関や団体などと連携し、適正・円滑な処理体制の確保を図る	全市町	25	31		継続実施							

※ 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表6に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	小田原市
(2) 施設名称	小田原市清掃工場（基幹的設備改良事業）
(3) 工期	平成28年度～平成31年度
(4) 施設規模	処理能力 330t/日（90t/日×2炉+75t/日×2炉）
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有（発電効率 %）・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> （熱回収率 14%）・ <input type="radio"/> 無
(7) 地域計画内の役割	多量のエネルギーを消費する焼却施設において、平成25年度に策定する長寿命化計画に基づき、老朽化した現施設に対して循環型社会形成推進のための基幹的設備改良工事を実施する。CO ₂ の削減率は3%以上とする。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	kWh/ごみt
(11) バイオガスの利用計画	
(12) 事業計画額	4,857,840千円

施設概要（最終処分場系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	湯河原町真鶴町衛生組合		
(2) 施設名称	湯河原町真鶴町衛生組合最終処分場（処分場再生事業）		
(3) 工期	平成25年度～平成30年度		
(4) 処分場面積、容積	総面積 17,100 m ²	埋立面積 10,500 m ² (再生後：約6,000m ²)	埋立容積 66,000 m ³ (再生後：77,350m ³)
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 昭和62年度 埋立終了 平成25年度（当初予定） 既埋立物の除去及び設備改善による再生を図る		
(6) 跡地利用計画			
(7) 地域計画内の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・施設構造、設備類の抜本的改善による周辺環境の保全 ・処理集約化に伴う埋立処分容量の確保 		
(8) 廃焼却施設解体工事 の有無	有	(無)	
(9) 事業計画額	8,519,800千円		

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	小田原市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	<p>雑排水対策を促進する必要がある地域において、生活排水処理基本計画に基づき浄化槽の計画的な整備を図るため、設置者に対し設置に要する費用を助成する。</p> <p>合併処理浄化槽エリアは、原則として家屋が散在し、集合処理が適していない地域を、経済性の観点等から適切であるか等を考慮して設定した。</p> <p>また、下水道エリアにおいては、下水道の整備を最優先課題とするが、長期間整備が見込めない地域も存在することから、これらの地域についても補助を継続していく。</p>
(4) 事業期間	25年度 ～ 31年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱第3（1）ア（キ）
(6) 事業計画額	交付対象事業費 42,664千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数（人分）	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	42基（210人分）	29基	16,554,000	16,554,000	16,554,000
6～7人槽	31基（217人分）	28基	15,354,000	15,354,000	15,354,000
8～10人槽	17基（170人分）	16基	10,756,000	10,756,000	10,756,000
11～20人槽					
21～30人槽					
31～50人槽					
51人槽以上					
改築					
計画策定調査費					
合計	90基（597人分）	73基	42,664,000	42,664,000	42,664,000

—【浄化槽設置整備事業の場合】—

(なし)

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較

(なし)

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	箱根町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	雑排水対策を促進する必要がある地域において、生活排水処理基本計画に基づき浄化槽の計画的な整備を図るため、設置者に対し設置に要する費用を助成する。
(4) 事業期間	25年度 ～ 31年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第3(1)ア(カ)、(キ)
(6) 事業計画額	交付対象事業費 2, 898千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数（人分）	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽					
6～7人槽	7基（42人分）	0基	2,898,000	2,898,000	2,898,000
8～10人槽					
11～20人槽					
21～30人槽					
31～50人槽					
51人槽以上					
改築					
計画策定調査費					
合計	7基（42人分）	0基	2,898,000	2,898,000	2,898,000

-【浄化槽設置整備事業の場合】-

(なし)

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較

(なし)

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	真鶴町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	雑排水対策を促進する必要がある地域において、生活排水処理基本計画に基づき浄化槽の計画的な整備を図るため、設置者に対し設置に要する費用を助成する。
(4) 事業期間	25年度～31年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第3(1)ア(キ)
(6) 事業計画額	交付対象事業費 21,740千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数（人分）	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	29基（145人分）	7基	10,258,000	10,258,000	10,258,000
6～7人槽	24基（168人分）	5基	10,386,000	10,386,000	10,386,000
8～10人槽	2基（20人分）	0基	1,096,000	1,096,000	1,096,000
11～20人槽					
21～30人槽					
31～50人槽					
51人槽以上					
改築					
計画策定調査費					
合計	55基（333人分）	12基	21,740,000	21,740,000	21,740,000

-【浄化槽設置整備事業の場合】-

(なし)

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較

(なし)

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	湯河原町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	雑排水対策を促進する必要がある地域において、生活排水処理基本計画に基づき浄化槽の計画的な整備を図るため、設置者に対し設置に要する費用を助成する。
(4) 事業期間	25年度 ～ 31年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第3(1)ア(キ)
(6) 事業計画額	交付対象事業費 3, 528千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数（人分）	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽					
6～7人槽	7基（49人分）	7基	3,528,000	3,528,000	3,528,000
8～10人槽					
11～20人槽					
21～30人槽					
31～50人槽					
51人槽以上					
改築					
計画策定調査費					
合計	7基（49人分）	6基	3,528,000	3,528,000	3,528,000

-【浄化槽設置整備事業の場合】-

(なし)

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較

(なし)

【参考資料様式7】

計画支援概要

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	小田原市
(2) 事業目的	熱回収施設整備のため
(3) 事業名称	小田原市焼却施設整備事業に係る発注支援事業
(4) 事業期間	平成26年度
(5) 事業概要	施設整備基本計画策定 施設整備基本設計
(6) 事業計画額	(6,000千円)

計画支援概要

都道府県名 神奈川県

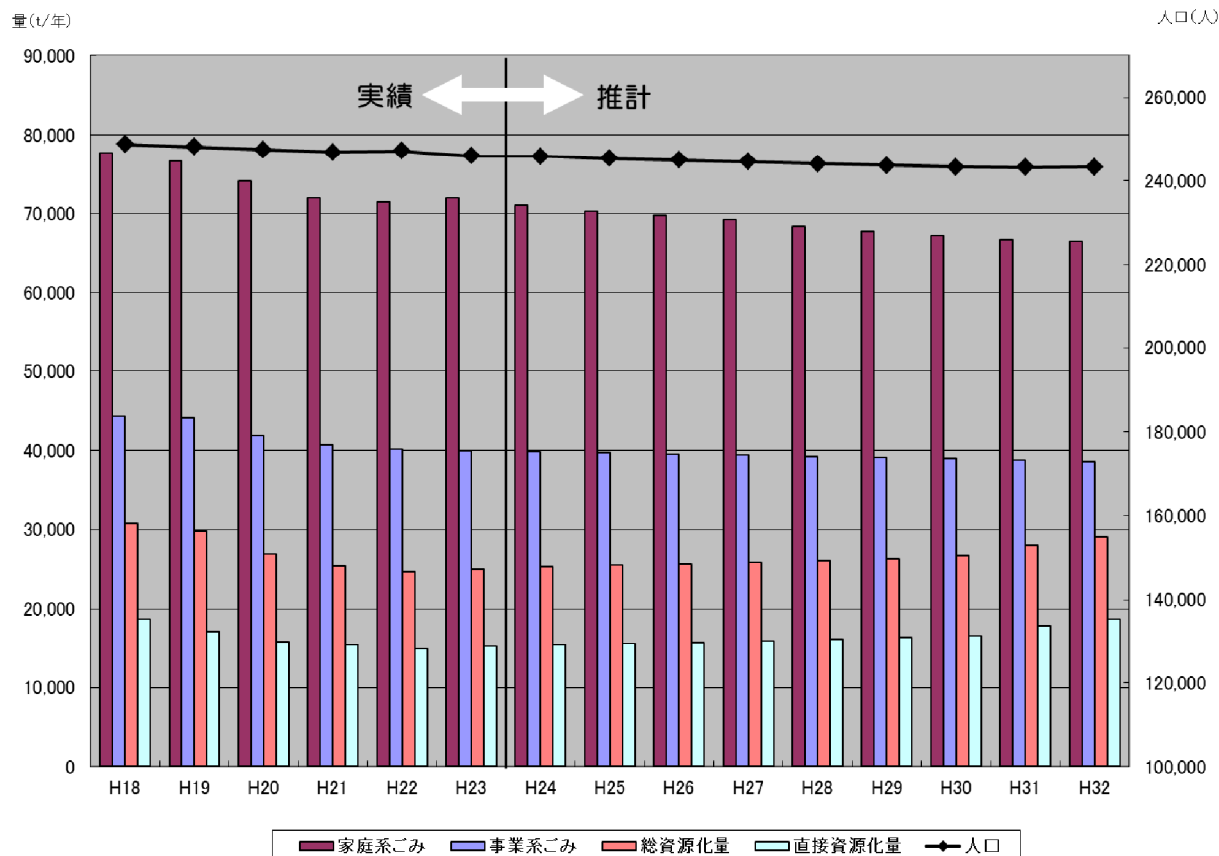
(1) 事業主体名	湯河原町真鶴町衛生組合			
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設整備のため			
(3) 事業名称	(仮称)リサイクルセンター整備事業に係る測量調査及び地質調査事業	(仮称)リサイクルセンター整備事業に係る施設整備計画策定事業	(仮称)リサイクルセンター整備事業に係る環境影響評価事業	(仮称)リサイクルセンター整備事業に係る発注支援事業
(4) 事業期間	第2次計画期間以降に実施を検討	第2次計画期間以降に実施を検討	第2次計画期間以降に実施を検討	第2次計画期間以降に実施を検討
(5) 事業概要	測量調査・地質調査	施設整備基本計画策定 施設整備基本設計	神奈川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価	発注仕様書作成、業者選定ほか技術支援
(6) 事業計画額	(36,000千円)	(18,000千円)	(210,000千円)	(9,000千円)

計画支援概要

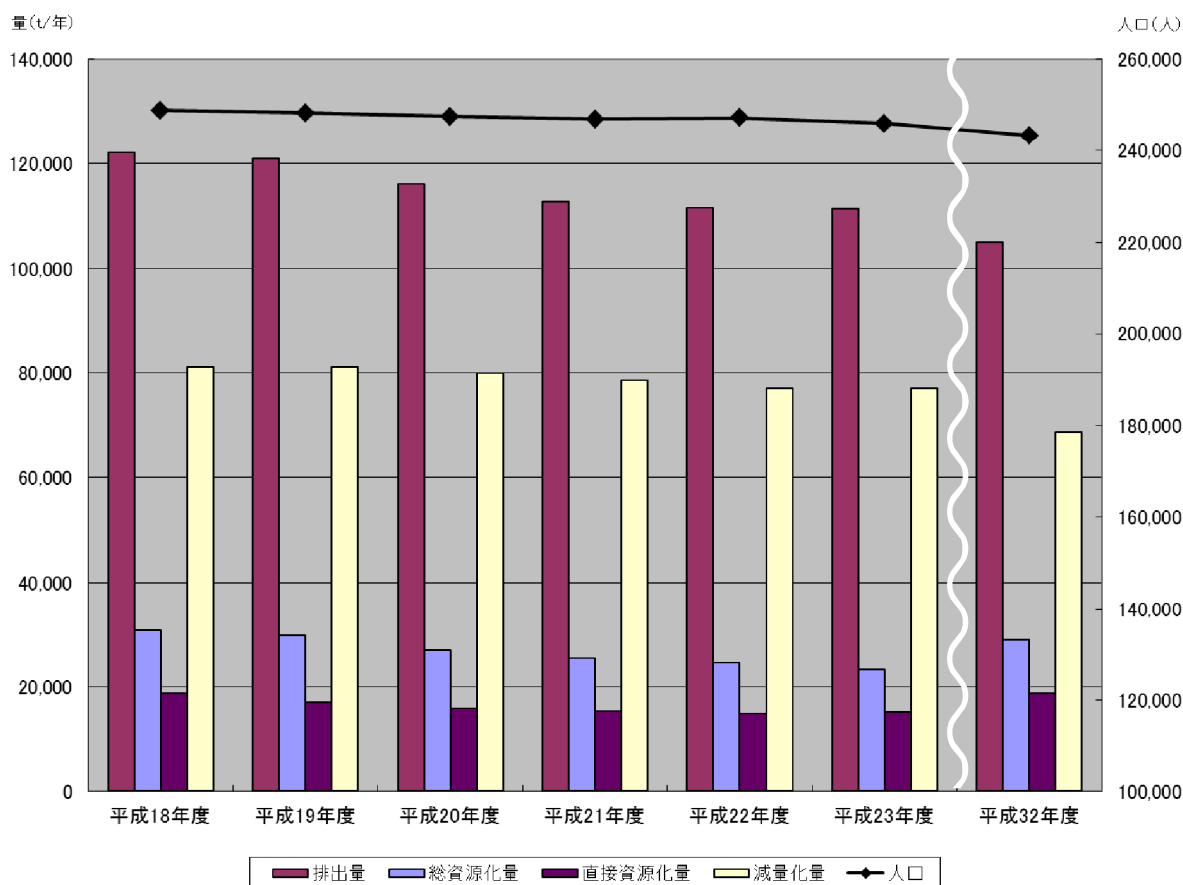
都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	湯河原町真鶴町衛生組合			
(2) 事業目的	エネルギー回収推進施設整備のため			
(3) 事業名称	(仮称)熱回収施設整備事業に係る測量調査及び地質調査事業	(仮称)熱回収施設整備事業に係る施設整備計画策定事業	(仮称)熱回収施設整備事業に係る環境影響評価事業	(仮称)熱回収施設整備事業に係る発注支援事業
(4) 事業期間	第2次計画期間以降に実施予定	第2次計画期間以降に実施予定	第2次計画期間以降に実施予定	第2次計画期間以降に実施予定
(5) 事業概要	測量調査・地質調査	施設整備基本計画策定 施設整備基本設計	神奈川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価	発注仕様書作成、業者選定ほか技術支援
(6) 事業計画額	(36,000千円)	(18,000千円)	(210,000千円)	(9,000千円)

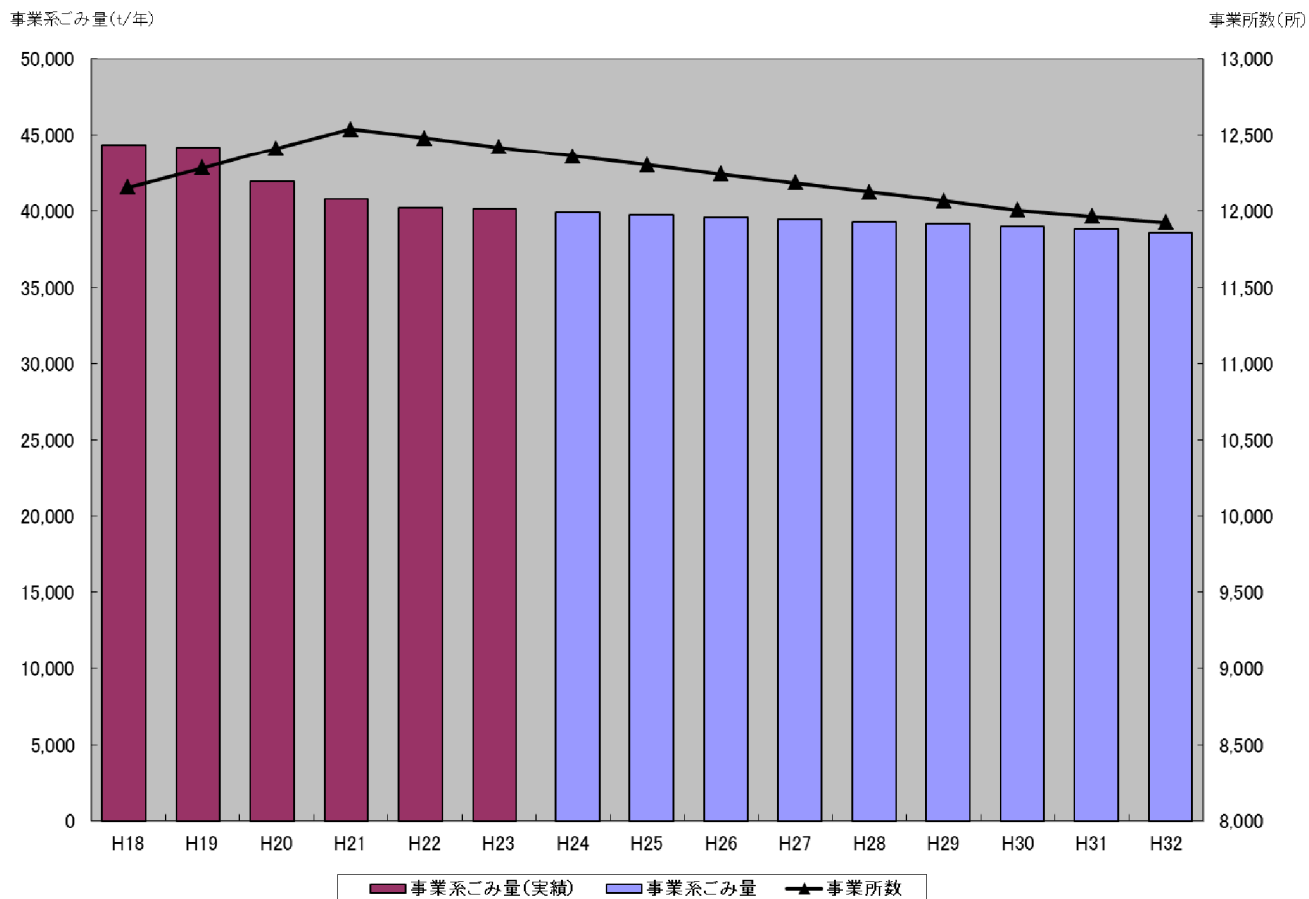
グラフ1 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（小田原・足柄下地域）



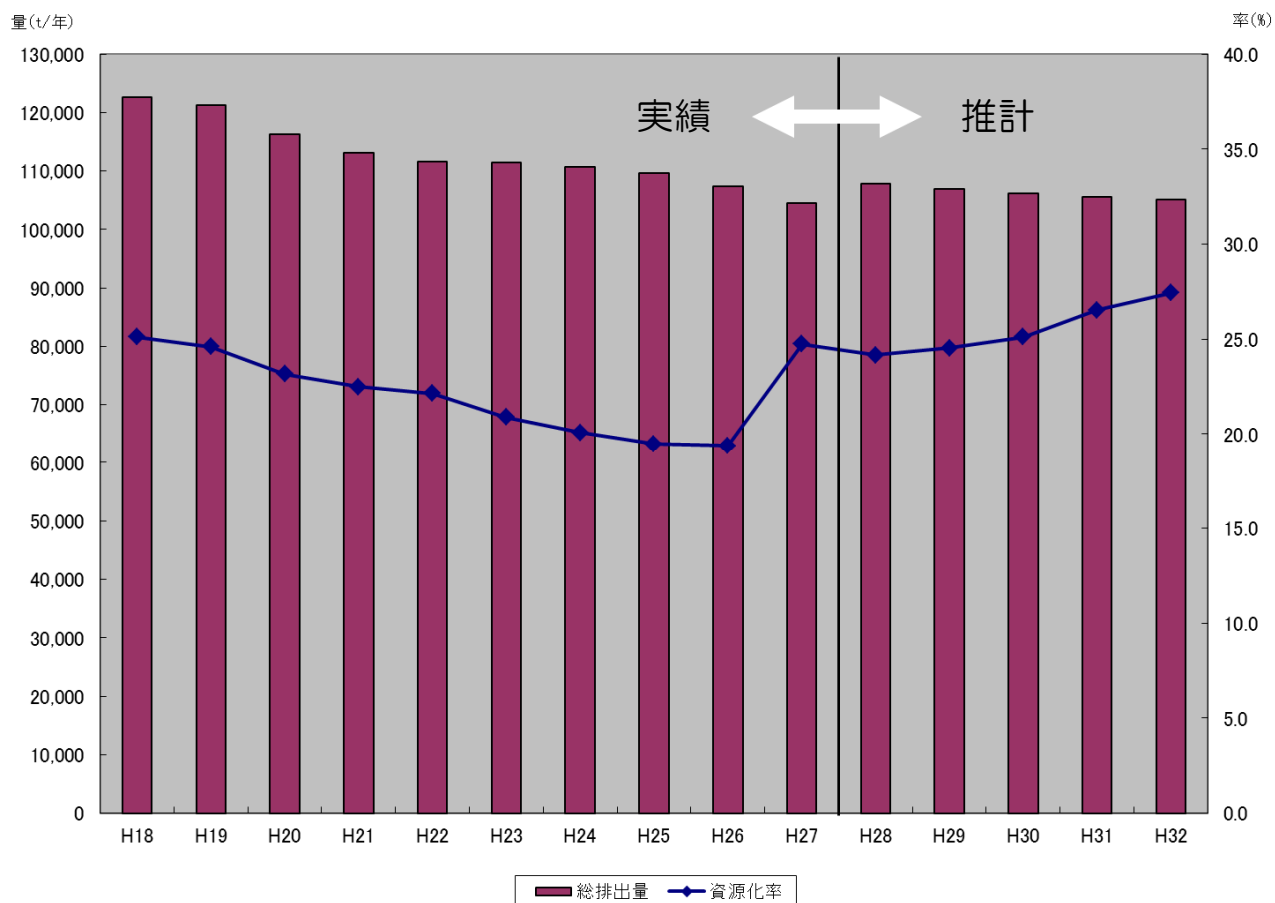
グラフ2 現状と目標のトレンドグラフ（ごみ量の推移）（小田原・足柄下地域）



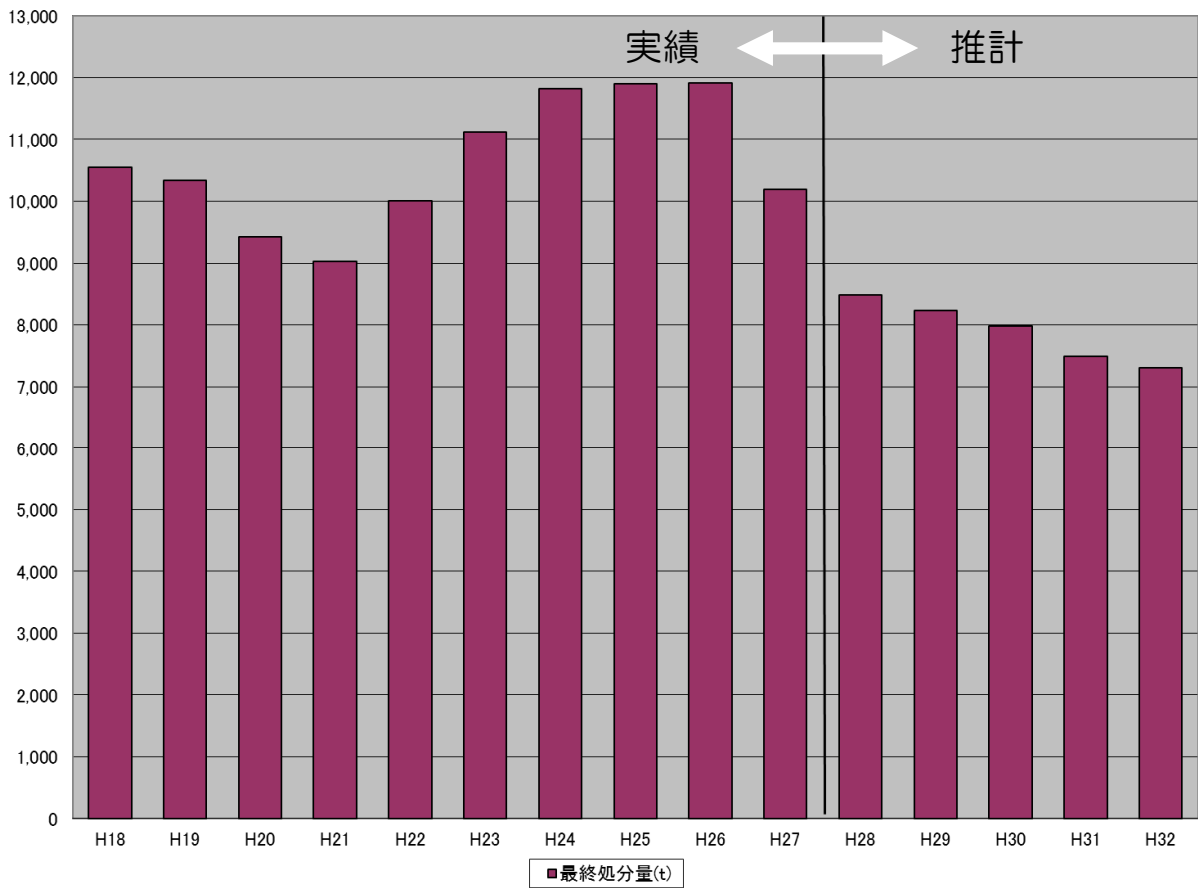
グラフ3 事業系ごみ量と事業所数の相関（小田原・足柄下地域）



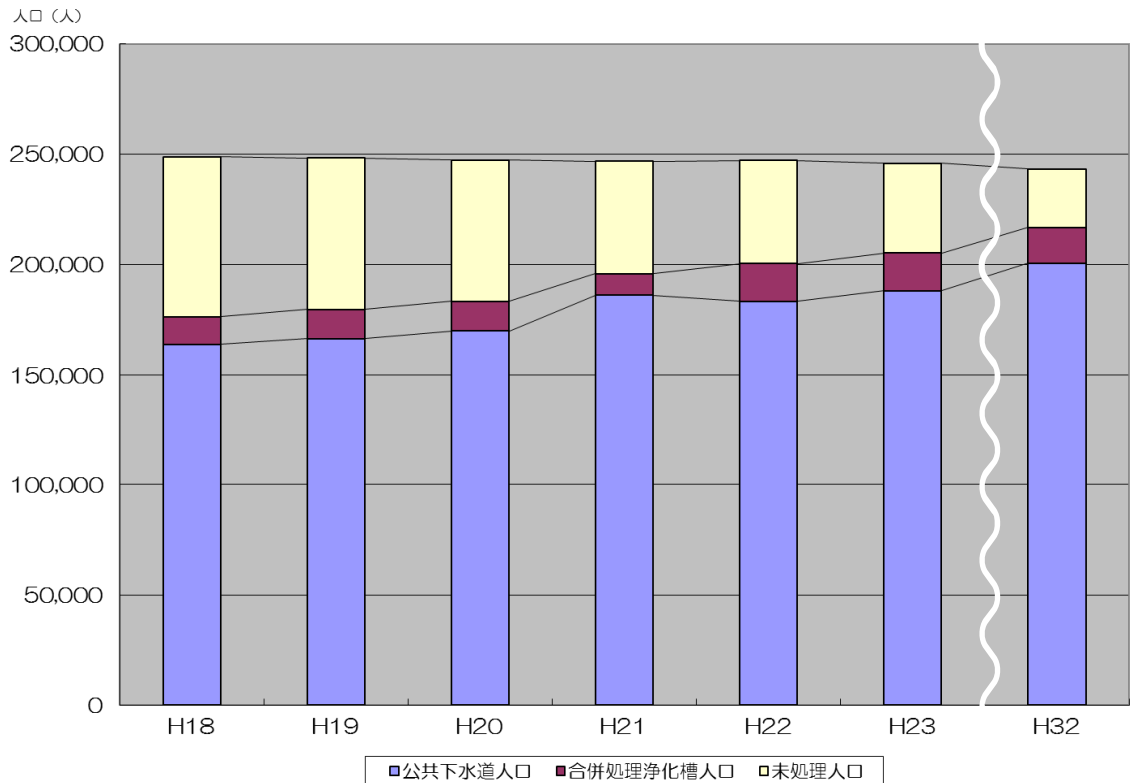
グラフ4 総排出量と資源化率の相関（小田原・足柄下地域）



グラフ5 最終処分量のトレンドグラフ（小田原・足柄下地域）



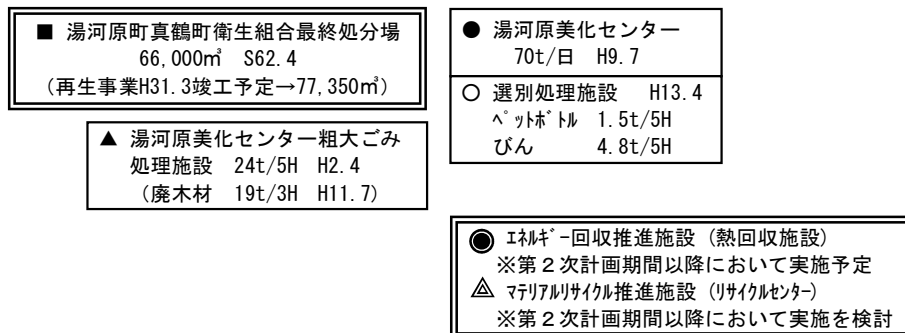
グラフ6 生活排水処理人口のトレンドグラフ（小田原・足柄下地域）



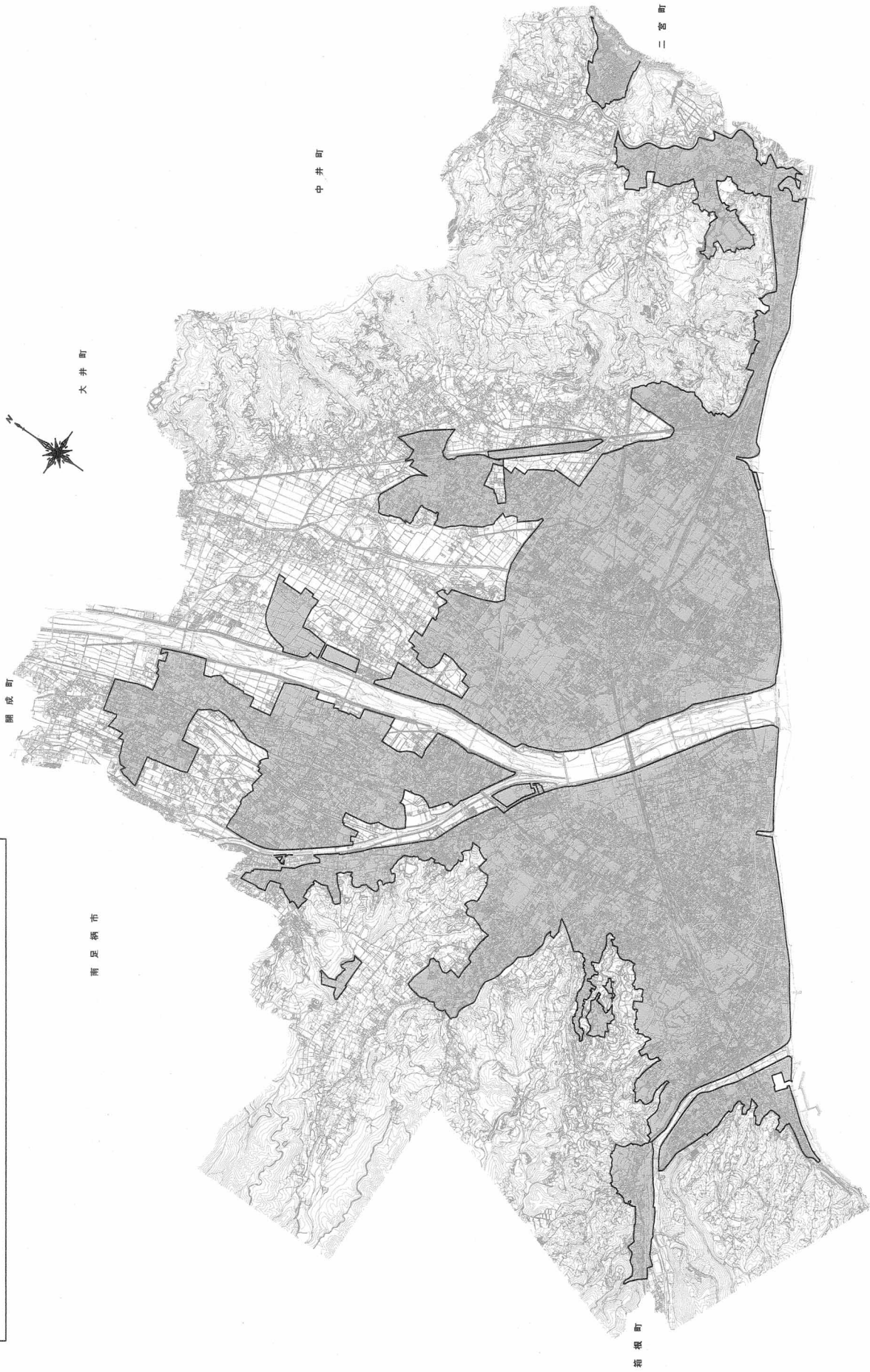
○ 計画地域内の施設の状況（現況・予定）



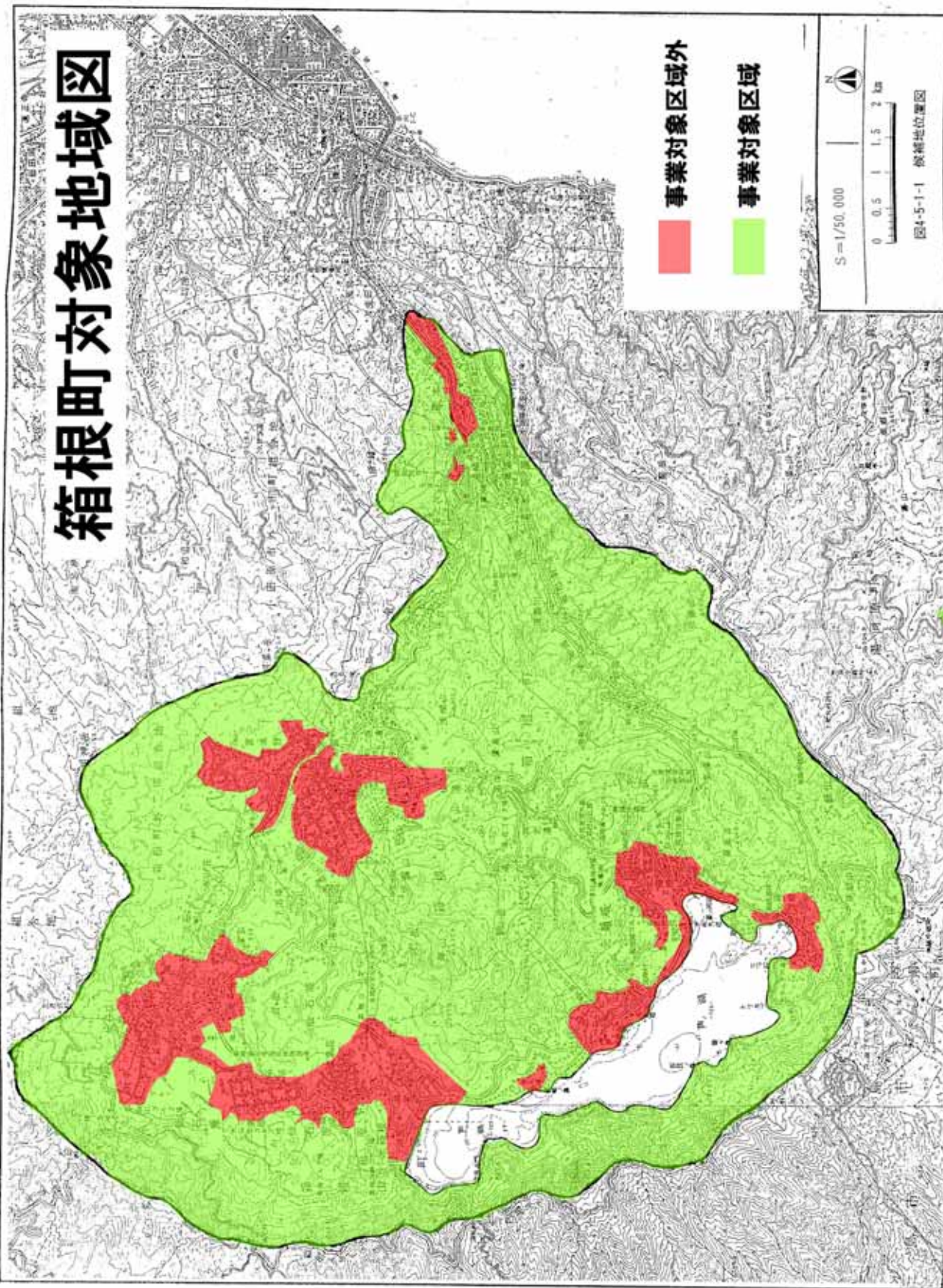
湯河原町真鶴町衛生組合の施設



小田原市下水道全体計画区域平面図



箱根町対象地域図



真鶴町公共下水道計画一般図(汚水)

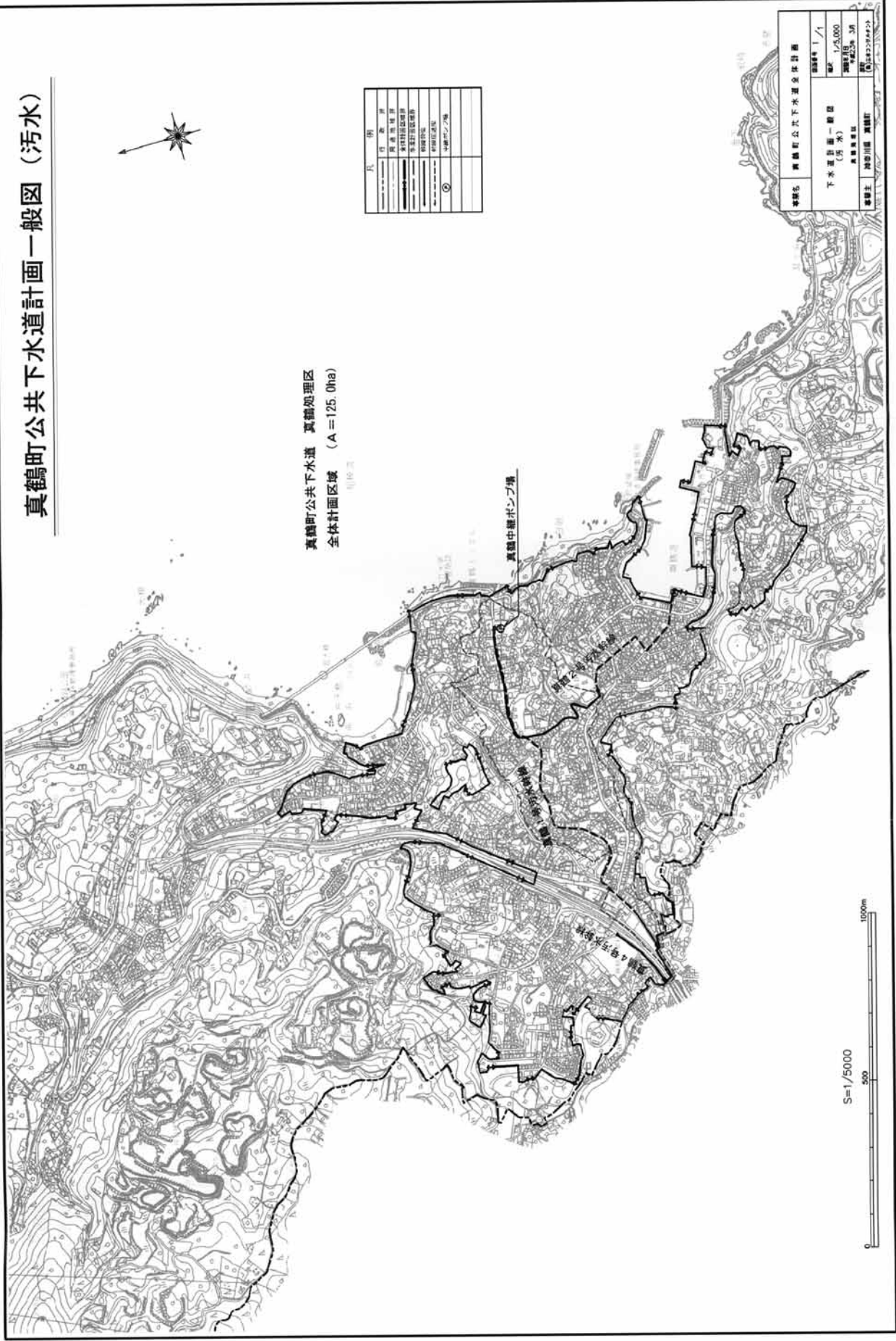


図 2-2-1 真鶴町公共下水道全体計画区域

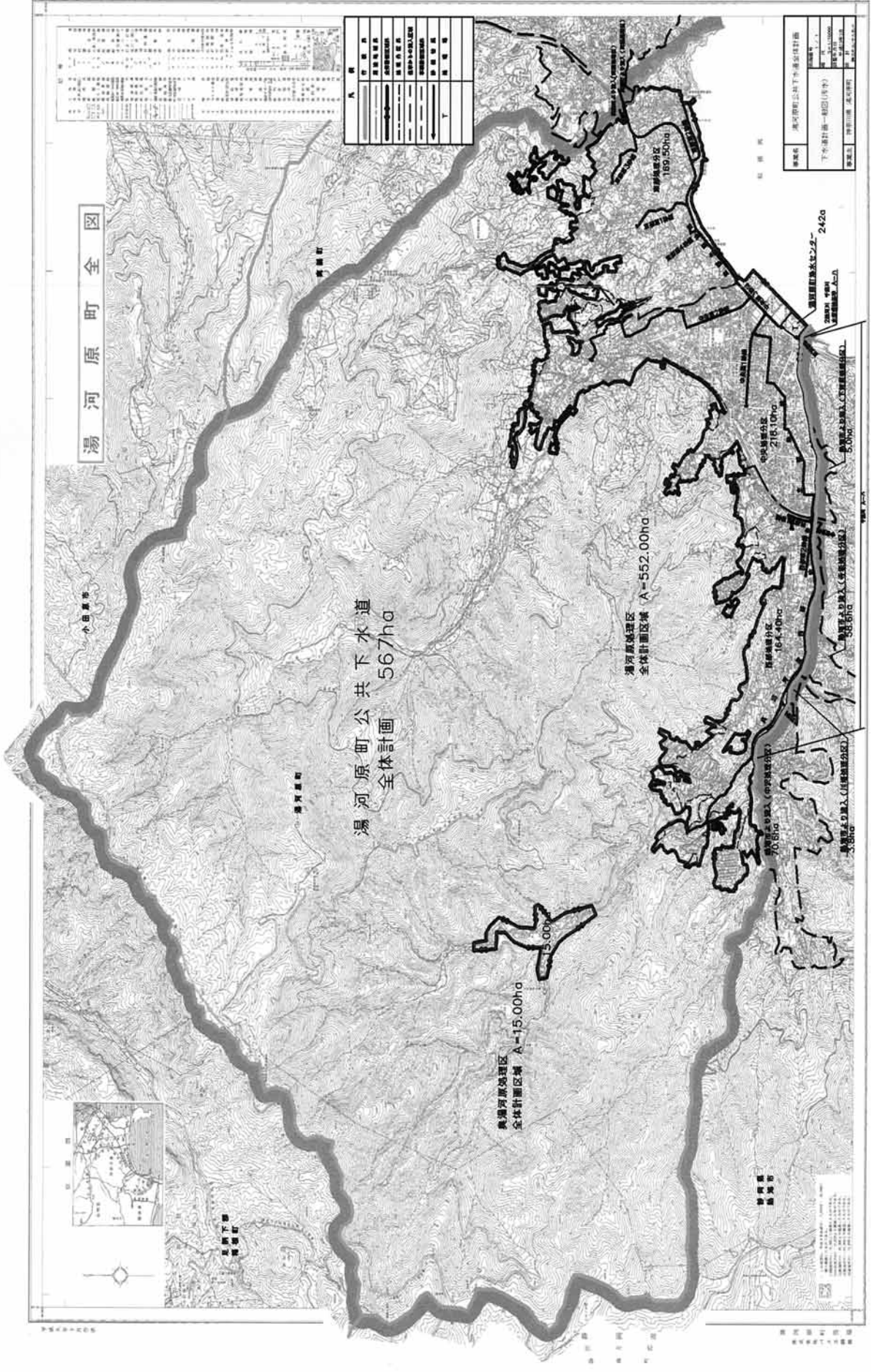


図 5-1-1 下水道計画区域図